

議事日程 (第2号)

令和3年9月2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第12号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第2 質疑・討論・採決)
- 日程第 3 認定第1号 令和2年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第2号 令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算
認定について
- 日程第 5 認定第3号 令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 6 認定第4号 令和2年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 7 認定第5号 令和2年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 8 認定第6号 令和2年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 9 認定第7号 令和2年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第10 認定第8号 令和2年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算
認定について
- 日程第11 認定第9号 令和2年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定に
ついて
- 日程第12 認定第10号 令和2年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第3～日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 第37号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第14 第38号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第13～日程第14 質疑・委員会付託)
- 日程第15 第39号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
(日程第15 質疑・委員会付託)

- 日程第16 第40号議案 中間市地域振興整備基金条例を廃止する条例
日程第17 第41号議案 子孫にのこすふるさとづくり基金条例を廃止する条例
日程第18 第42号議案 中間市福祉対策積立基金条例を廃止する条例
日程第19 第43号議案 中間市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例
日程第20 第44号議案 中間市住宅基金条例を廃止する条例
日程第21 第45号議案 中間市都市計画事業等積立基金条例を廃止する条例
日程第22 第46号議案 中間市消防施設整備積立基金条例を廃止する条例
日程第23 第47号議案 中間市まなびの森基金条例を廃止する条例
日程第24 第48号議案 中間市基金の運用の特例に関する条例を廃止する条例
(日程第16～日程第24 質疑・委員会付託)
日程第25 第49号議案 中間市公共施設整備等基金条例
(日程第25 質疑・委員会付託)
日程第26 第50号議案 中鶴公営住宅(1期)新築工事(建築工事)請負契約に
ついて
(日程第26 質疑・委員会付託)
日程第27 第51号議案 損害賠償の額を定め、和解することについて
(日程第27 質疑・委員会付託)
日程第28 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員(0名)

欠 員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	福田 浩君	副市長	……………	白尾 啓介君
教育長	……………	片平 慎一君	総務部長	……………	末廣 勝彦君
市民部長	……………	安徳 保君	保健福祉部長	……………	藤田 宜久君
教育部長	……………	船津喜久男君	建設産業部長	……………	篠田 耕一君
環境上下水道部長	……………				村上 智裕君
消防長	……………	林 誠志君	市長公室長	……………	田代 謙介君
総務課長	……………	後藤 謙治君	財政課長	……………	蔵元 洋一君
企画課長	……………				平川 佳子君
公共施設管理課長	……………				大貝 憲司君
安全安心まちづくり課長	……………				清水 秀一君
健康増進課長	……………	岩河内弘子君	こども未来課長	……………	船元 幸徳君
生活支援課長	……………	岩切 伸一君	都市計画課長	……………	白石 和也君
建設課長	……………	原口 憲一君	教育施設課長	……………	北原 鉄也君
環境保全課長	……………				岡 和訓君
選挙管理委員会事務局長	……………				中野 義雄君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	志垣 憲一君
書記	東 隆浩君	書記	本田 裕貴君

— 般 質 問 (令和3年第6回中間市議会定例会)

令和3年9月2日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
中 尾 淳 子	<p>指定ごみ袋サイズの細分化について 現在のサイズを基本とし、少人数家庭又は一人暮らしの排出量の少ない家庭への利便性を考慮し、小サイズよりもうひとまわり小さな特小サイズの作成について伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>学童保育の年令の引上げについて 保育を3年生までとしている学童保育について本人も希望をし、保育が必要と思われる児童について、6年生までの年令の引上げについて伺います。</p>	
	<p>期日前投票所の増設について 今回行われました本市での市長選挙、市議会議員一般選挙の期日前投票について、投票の意志があっても市庁舎までは行けないとの高齢者の方の声を多く伺いました。多くの市民の皆様の方の民意の反映の為、投票率アップが喫緊の課題です。期日前投票所の増設について伺います。</p>	
蛙 田 忠 行	<p>社会福祉法人新星会双葉保育園に於ける園児倉掛冬生君事故死事件に対する市長の対応について 保育を管轄する行政の責任者として、本件事故死事件について会見を開き、市民の皆さんへの説明責任を果たさなければならない立場にあると思うが、どのように考えられておられるのか見解を伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>市の保育園等に対する指導の現状及び対策の行政評価について 平成30年11月総務省行政評価局が示した、子育て支援に関する行政評価・監視一保育施設等の安全対策及び令和2年3月策定の中間市子ども・子育て支援事業計画に基づき、これらの計画の具体性を担保する手立てとして園児送迎車両運行等に対する指導要領の策定及び指導が必要であるが、事故発生に至るまで何ら策定・運用がなされていなかったが何故なのかその経緯と責任の所在について伺います。</p>	
	<p>選挙の洗礼等を受け市を代表して行政執行を行う特別職として、又、公平公正を旨とする特別職公務員として、市民並びに有権者及び納税者に対する市長としての対応に際しての礼節について、どのように考えておられるか 1. 市民、有権者及び納税者の皆さんに対する対応に於いて、市を代表する市長としての礼節とはどのようなものと考えておられるかの認識を伺います。 2. 前項に準じて市政執行上の礼節についてもどのように考えておられるかの認識を伺います。</p>	

一 般 質 問 (令和3年第6回中間市議会定例会)

令和3年9月2日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
蛙 田 忠 行	<p>平成29年度政治資金収支報告の訂正について 令和2年9月29日福岡県公報第139号福田健次後援会収支報告の訂正について、内容の確認と事実関係について伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>市長としての政治理念と政策について 1. 1期目の政策・公約を策定された経緯及び公約の政策的自己評価について 2. 2期目の政策・公約を策定された経緯及び公約の政策的自己評価について 3. 市長としての政治理念と政策全般に対する理解と認識について 以上3点について見解を伺います。</p>	
	<p>PPP事業を導入するに当たり、行政上の効果に関する政策的論拠及び事業化に関してどのような認識に基づいて行われたのか、PPPの事業化の論拠及び執行中のPFI事業の評価について 1. 執行中の中鶴地区定住促進住宅PFI事業の現状の詳細と進捗について 2. 前項の執行責任について 以上2点について伺います。</p>	
田 口 澄 雄	<p>新型コロナの感染拡大と、中間市としての対応について 新型コロナの感染拡大が、危機的状況にあります。このままでは、中間市においても、急速な感染拡大が予測されます。 市としても特別な対応が求められると思いますが、中でも市立病院の建屋については、解体する前に、こうした緊急事態への対応としての活用を考えた方が良いのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>認可保育所での園児死亡事故をめぐる中間市としての対応について 7月の末に、中間市の認可保育所である双葉保育園にて、送迎バス内での保育児童の死亡事故が起き、内外に大きな衝撃をもたらしています。 現在、市は、公立保育所の民間譲渡を計画していますが、中間市の保育行政のあり方について、再考すべき時ではないのでしょうか。市の見解を伺います。</p>	市 長 担当部課長

— 般 質 問 (令和3年第6回中間市議会定例会)

令和3年9月2日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 る み 子	<p>土砂災害等から命を守るための取り組みについて 土砂災害は、洪水と違い事前に認識することが難しく、避難に結びつかない傾向がみられます。本市の対策強化を求め以下の項目について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 8月12日からの大雨での避難で、土砂災害危険区域の住民の避難の状況について 2. 本市の土砂災害の危険区域の状況と住民への周知について 3. 中間市雨量観測システムの活用について 4. 本市の雨量の状況と地元気象台との連携について 5. 人材育成のための研修への参加状況について 6. 気象防災アドバイザーの活用について 	市 長 担当部課長
	<p>企業版ふるさと納税の活用について 平成28年に創設された企業版ふるさと納税は、令和2年の税制改正により、法人関係税の控除が3割から9割に拡充しています。同時に人材派遣型も創設されております。企業版ふるさと納税を受けるには、事前にプロジェクトを申請し、国からの認定が必要になりますが、本市も最大限に活用すべきと考えます。市長の所見を伺います。</p>	市 長 担当部課長
柴 田 芳 信	<p>中間市の生活保護者の支援について 昨年9月に障がい者（障害等級2級）のMさんがうきは市から転入されて来ました。うきは市では、障害年金だけでは生活出来ないため生活保護を受給していました。うきは市では、障がい者用に改造した軽自動車を利用していましたが、中間市のケースワーカーの方からは軽自動車を処分するように言われたそうです。中間市の生活支援のあり方について伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>中間市における防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月13日から14日において、大雨による中間市の被害状況について伺います。 ・ 上底井野（なのみ園付近）の対策について伺います。 ・ 岩瀬西町54番付近の対策について伺います。 ・ 災害時の中間校区における、一時避難先として県営住宅の空き部屋が利用できることとなりました。各自治会の状況について伺います。 ・ 防災無線の苦情が寄せられています。戸別受信機の配布が一部されていますがその状況について伺います。 	市 長 担当部課長

— 一 般 質 問 (令和3年第6回中間市議会定例会)
 令和3年9月2日 NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
阿 部 伊 知 雄	<p>中間市内の小中学校再編に関する協議について</p> <p>1. 学校再編に関する協議をするため設置されている中間市学校施設再編基本計画策定委員会のメンバー構成、協議の頻度、これまでの会議内容を含めた現在の進捗状況を伺います。</p> <p>2. 学校再編に関する協議について、保護者の意見は反映されているのか、また、反映させるために行っていること（工夫や仕組みなど）があるのかを伺います。</p> <p>3. 協議の途中経過などを保護者や市民に周知しているのか、また、どのように周知するのかを伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p>火災後の燃え残り家屋等の対処について</p> <p>火災の燃え残りいわゆる災害廃棄物については、原則的には建物等の所有者が災害廃棄物等の処分を行わなければならないのですが、現在、市内数カ所において長期間放置されているところがあります。</p> <p>悪臭、すすの飛散などによって近隣住民の方は住環境に支障をきたしており、また、燃え残りの建物が道路に倒壊することも予見され、危険な状況となっています。</p> <p>住民の住環境の整備の観点から、そして道路管理者としての安全確保の観点から、放置された災害廃棄物への市の対応方法を伺います。</p>	市 長 担当部課長

議案の委員会付託表

令和 3 年 9 月 2 日

第 6 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
認定第 1 号	令和 2 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別 表 1
認定第 2 号	令和 2 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第 3 号	令和 2 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 4 号	令和 2 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第 5 号	令和 2 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第 6 号	令和 2 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第 7 号	令和 2 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 8 号	令和 2 年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
認定第 9 号	令和 2 年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
認定第 10 号	令和 2 年度中間市病院事業会計決算認定について	総合政策
第 37 号議案	令和 3 年度中間市一般会計補正予算（第 5 号）	別 表 2
第 38 号議案	令和 3 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	市民厚生
第 39 号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	産業消防
第 40 号議案	中間市地域振興整備基金条例を廃止する条例	総合政策
第 41 号議案	子孫にのこすふるさとづくり基金条例を廃止する条例	
第 42 号議案	中間市福祉対策積立基金条例を廃止する条例	
第 43 号議案	中間市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例	
第 44 号議案	中間市住宅基金条例を廃止する条例	

第45号議案	中間市都市計画事業等積立基金条例を廃止する条例	総合政策
第46号議案	中間市消防施設整備積立基金条例を廃止する条例	
第47号議案	中間市まなびの森基金条例を廃止する条例	
第48号議案	中間市基金の運用の特例に関する条例を廃止する条例	
第49号議案	中間市公共施設整備等基金条例	
第50号議案	中鶴公営住宅（1期）新築工事（建築工事）請負契約について	産業消防
第51号議案	損害賠償の額を定め、和解することについて	総合政策

別表 1

令和2年度中間市一般会計歳入歳出決算

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 5 目・6 目・8 目・1 0 目の一部、1 項 1 2 目・1 3 目	
		1 項 1 目・6 目・1 0 目の一部、2 項 1 目の一部、2 項 2 目、3 項 1 目の一部、3 項 2 目	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 1 3 目、2 項 1 目・4 目・6 目の一部、3 項 1 目の一部	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1 項 1 目の一部、2 項 1 目の一部、3 項 1 目	総合政策
		1 項 1 目の一部、1 項 3 目、2 項 1 目の一部	産業消防
5	労 働 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 2 目・4 目の一部、2 項 2 目の一部	
7	商 工 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 1 目・4 目の一部	総合政策
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 1 目の一部、2 項 3 目の一部、4 項 1 目・2 目の一部、5 項 1 目の一部	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
9	消 防 費	1 項 1 目の一部、1 項 4 目	
10	教 育 費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		2 項	総合政策
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

別表 2

令和3年度中間市一般会計補正予算（第5号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 3
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策 市民厚生
第3条	第3表 地方債補正	総合政策 産業消防

別表 3

歳入

款別	款名・項別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く） 1項10目、3項1目	
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く） 1項3目の一部	市民厚生 総合政策
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項4目	総合政策
		1項3目、2項1目	産業消防
5	労働費	全 項	
6	農林水産業費	全 項	
7	商工費	全 項	
8	土木費	全 項	
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項4目	
10	教育費	全 項	

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

おはようございます。公明党の中尾でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、指定ごみ袋サイズの細分化について伺います。

高齢化が進む中で、一人暮らしの高齢者や少人数家庭のごみ排出量が少ない家庭への利便性や財政的負担を考慮し、現在、大中小のごみ袋を小サイズより一回り小さな極小サイズのごみ袋作成について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

村上環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（村上 智裕君）

指定ごみ袋の大きさや料金については、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び1市4町の協議で決定され、共同で取り扱っております。燃えるゴミ袋の小よりも小さい特小サイズの製作については、以前、会議で提起されたことがございまして、広域事務組合と構成市町において近隣自治体の指定袋を取り寄せて協議を行った経緯がございます。

その協議の結果は、新たなサイズの指定袋を製作いたしますと、製作に要するコストが発生すること、既存の指定袋と競合し、全体では収入減となること、広域事務組合の小と他団体の特小の袋を現物で比較しても大きな違いがなかったということから、導入が見送られております。

したがって、現在のところ特小サイズの導入予定はございませんが、ごみ袋のサイズ設定につきましては、今後も実態とニーズの把握に努めながら、その都度、広域事務組合と構成市町で協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

近隣の自治体で極小サイズのごみ袋を作成しているところはありませんでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

北九州市と直方市でございます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

北九州市と直方市での大・中・小・極小の販売割合はいかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

北九州市では大が３４％、中が３６％、小が２０％で、特小サイズは１０％となっており、直方市では大が６１％、中が２６％、小が１１％で、特小サイズは２％となっております。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

中間市で極小サイズのごみ袋を作成した場合、どのぐらいの販売割合が見込まれますでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

本市での燃えるごみ袋の販売比率は、大が５３％、中が３２％、小が１５％となっております。現在、小サイズを購入されておられる方の中に特小サイズを希望される方がおられると思われませんが、北九州市の販売比率で試算しますと約５％、直方市の販売比率で試算いたしますと約２％の方が特小サイズを購入されることが見込まれます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

今後とも実態とニーズの把握に尽力をいただき、広域事務組合と関係市町村との協議を行っていただきたいことを望みまして、次の質問に移ります。

次に、学童保育の年齢の引上げについて伺います。

近年、女性の社会進出が進み、共働き世帯がほとんどです。今後、さらにその傾向は増

加していくと思います。学校より帰宅しても1人で過ごさなくてはいけない小学生を、放課後、安心して安全な生活の場を提供いただく保育事業のさらなる充実を願うものです。

学童保育で宿題をしたり、おやつをいただいたり、外で友達と元気いっぱい走り回っている姿を見かけてまいりましたが、今はコロナ禍で最新の注意を払いながらの保育で、大変なご苦労があると思います。

子どもの幸せや子育て安心を確保することは、人口減少や少子化対策の一助になるのではないかと思います。安心安全の学童保育を6年生まで引き上げることについて見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育は、保護者が仕事などにより昼間家にいない世帯の児童を預かり、家庭に代わる生活の場を確保して適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図る場所でございます。

また、厚生労働省令を基準に制定しており、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、専用区画の面積を児童1人当たり1.65平方メートルと規定していることから、その基準をもとに各施設で定員を定めているところでございます。

そこで、議員ご質問の年齢の引上げについてでございますが、制度的には6年生までの受入れは可能ですが、ご承知のとおり、共働きの家庭等の増加に伴い、利用希望者が増加していることから、やむを得ず低学年から受入れをされている学童保育所もございます。

施設面での整備ができますれば6年生まで受け入れることも可能になりますが、新たに建物を建設することは現実的に不可能でありますし、学校の余裕教室もございませんので、6年生までの受入態勢を整備することは、現状では困難な状況でございます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

本市での学童保育は何か所で行われていますか。また、そのうち6年生までの受入れをしている学童はありますか。

○議長（中野 勝寛君）

船元こども未来課長。

○こども未来課長（船元 幸徳君）

市内6小学校のうち1校のみ2か所ございまして、合計で7か所で学童保育を運営していただいております。その7か所のうち3か所で6年生まで受入れをしていただいております。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

6年生までの受入れが困難なことは、施設面の整備であったり人員の配置等の問題があったり、困難な課題があることは十分理解できますが、若い子育て世代の人たちが安心して子どもを産み、育てられる中間市を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

市長。

○市長（福田 浩君）

学童保育の6年生までの受入れは、これは施設面の整備ができれば可能となることから、市内小中学校の再編の議論の中で教育委員会と連携しながら適正な規模の学童保育所が整備できるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

少子化対策、また、子育て支援施策ナンバー1の中間市を目指し、子育てを安心できる、さらに他市から中間市への転入を喜んで希望されるチャイルドファーストの中間市を目指されますことを望みまして、次の質問に移ります。

次に、期日前投票所の増設について伺います。

投票日に投票所での投票を行うことが原則ですが、仕事や冠婚葬祭などの事情で、当日、投票所に足を運べない人のための制度として期日前投票があります。

本年6月13日に行われました本市での市長選挙及び市議会議員一般選挙におきましても、期日前投票所が本庁3階に設置されましたが、歩行が困難等の身体的な理由で投票に行くことができないなど、特に高齢者の方から多くの声を伺いました。

市民の皆様の民意を反映するため、また、投票率のアップが喫緊の課題と思います。期日前投票所の増設を行えば、より多くの市民の皆様の民意を集約することができ、投票率も上昇することが見込まれます。期日前投票所の増設について見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

中野選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中野 義雄君）

公職選挙法第48条の2に期日前投票に関する規定があり、投票日当日に仕事等の理由により投票に行けない選挙人のために、各種選挙の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間において期日前投票ができることとされております。

現在、本市における期日前投票所は、市役所3階の第2会議室を期日前投票所としてい

るところでございます。

議員から期日前投票所の増設に関するご質問をいただきました。期日前投票所を増設した場合、二重投票を防止するための投票所間のネットワークの構築等の環境整備、投票箱や記載台等を配置できる広さがあるスペースの安定的な確保、投票立会人や選挙事務従事者等の人員の確保、そして、増設のために必要な経費の確保等が課題として挙げられます。

期日前投票は、市民の利便性の向上及び投票環境の向上を図る有効な手段であり、ひいては投票率の向上にも寄与するものであると思われませんが、新たな費用の発生や選挙の公正の確保も考慮しなければなりません。

以上のことから、選挙を公正に執行することに尽力したいと考えておりますが、市民の利便性の向上も重要な課題であると認識しておりますので、期日前投票所の増設について検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

ここ近年、本市で執行されました令和元年7月の参議院議員選挙、さらに本年4月に行われました福岡県知事選挙、さらに、本年6月13日に行われました市長選挙、また、市議会議員一般選挙についての選挙の投票率について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

中野選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中野 義雄君）

ここ近年、本市で執行されました選挙の投票率ですが、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の投票率は、42.4%、本年4月11日執行の福岡県知事選挙の投票率は27.3%、本年6月13日執行の市長及び市議会議員一般選挙の投票率は53%でございます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

今回、6月13日に執行の市長選挙及び市議会議員一般選挙において、期日前投票者の占める割合について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

中野選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中野 義雄君）

本年6月13日執行の市長選挙及び市議会議員一般選挙における期日前投票の割合は19.9%でございます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

いろいろな制約等があるかと思いますが、期日前投票所の増設についてのご検討をお願い申し上げます、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前10時13分休憩

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

では、質問に入ります。日本維新の会の蛙田でございます。今回の選挙で初めて新人議員として当選させていただきましたので、このように議会の公の場で質問をいたしますのは初めてでございます。いささか緊張しておりますので、何か質問に問題点があるかと思いますが、不手際があるかと思いますが何でもご容赦くださいませ。よろしくお願いをいたします。

質問をするに当たり、冒頭に一言申し添えさせていただきます。答弁はスムーズで簡潔明瞭に願います。私の質問に対して検討、考慮等のはぐらかすような答弁は不要であります。さらに申し上げれば、質問に対する答弁は市民の皆さんに対する行政執行者の公開された意思表示であることを十二分に踏まえてのご答弁を願います。

さて、私の質問は、議員としての質問権の行使の範疇を超えない内容であると思っております。通告しました質問内容の一部に誤解なきよう申し上げておきますが、答弁者をおとしめる私的な目的は一切なく、市の行政執行者であり代表である市長としての極めて重要な資質を確認するための質問であることを議員各位にお伝えし、質問に対する答弁を求める次第であります。

なお、限られた時間の関係上、質問項目の順を変更して質問いたします。通告、6、5、1、2、3、4で行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、通告6の質問です。

本市がPPP事業を導入するに当たり、行政上の効果に関する政策的論拠及び事業化遂行に関してどのような認識に基づいて行われたのか、PPPの事業化の論拠及び行政執行中のPFI事業について伺います。

さらに、P P P事業を導入するに当たって、事業の行政上の政策論を的確に理解をし、その理解と認識の上に立って執行することが必要不可欠であることは言わずもがなであります。P P P事業を今後も行政執行の施策として推進されるのであれば、公民連携というP P P事業に対する政策的理解と認識をさらに深め、少なくとも市民の財産を保全し、財産の有効活用と財政への寄与を結果として残していける企画立案をしなければならないものと考え、次の2点について所管部長の答弁を求めます。なお、2点を一括しての答弁を願います。

まず、通告6の1の質問です。

執行中の中鶴地区定住促進住宅P F I事業の現状の詳細と、このP F I事業の進捗が当初計画どおりの進行か否かによって、近い将来の現事業の見直しを含めた今後の対応をいかに考えておられるのか、所管部長の答弁を求めます。

続きまして、通告6の2の質問です。

行財政改革と逆行する結果となることが相当程度高い確率で予測されるこの事業を執行した執行責任について、あえて言えば、この形でしかできなかったから財政負担が生じて責任はないというのか。どのような経緯があったとしても事業化し、執行した以上、結果として財政負担が課題になれば財政負担を排除する対策を取り、責任を明確にすることが求められますが、現状においての認識を伺います。

公的施設が財政赤字をもたらす環境という根本的理由で、廃止や転稼を行ってこられましたが、P F I事業についても同様の認識なのか明確に答えられるべきと思いますが、いかなる見解か、所管部長の答弁を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

篠田建設産業部長。

○建設産業部長（篠田 耕一君）

まず、1番目のご質問であります。執行中の中鶴地区定住促進住宅P F I事業の現状の詳細と進捗についてでございます。

現在、本市では、福岡県と連携を図り、国庫補助事業であります地域居住機能再生推進事業を活用し、老朽化した公営住宅等の建て替えを中心とする中鶴地区建替事業を進めており、ご質問いただきました定住促進住宅は、本市の定住人口の増加や地区全体の活性化を図るため、この建替事業により発生する余剰地等を活用し、子育て世代を中心とした中堅所得者をメインターゲットとする地域有料賃貸住宅として整備したものでございます。

令和2年3月定例市議会において、この事業に係る事業契約の議決をいただいた後に、設計・建設工事に着手し、令和3年3月25日付で2LDKが5戸、3LDKが25戸とでなる本施設の引き渡しを受け、本年4月1日以降、順次、入居が開始されております。

9月1日時点での入居状況といたしましては、2LDKに5世帯、3LDKに9世帯の計14世帯42名が入居されており、そのうち4世帯9名が市外からの転入者で、子育て

世帯も多く入居いただいております。また、同時点で2件の入居予約をいただいておりますことから、予約手続きが完了した後の入居者は16世帯となり、この結果、30戸の本施設に対する空室状況といたしましては、2LDKは満室でありますことから3LDKが14戸となっております。

議員、ご承知のとおり、令和2年1月15日に我が国において最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、現在では全国的に猛威を振るっている状況下であり、様々な業種、業態に収益の減少が顕著に見られております。

ゼンリンデータコムが示す転入転出の動向調査においては、令和3年は令和元年と比較して引っ越し者数が全国的に約18%減少しているとされており、企業の転勤や不急の転居を控えられたことがその背景にあると推察されます。

賃貸住宅事業においても、国の持続化給付金の対象になるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずあるものと考えられます。しかしながら、本事業は高い入居率を確保することが重要であることから、事業者に対しては早期に満室になるよう、引き続き働きかけてまいります。

次に、2番目のご質問であります執行責任についてお答えいたします。

中鶴地区建替事業を進めるに当たりましては、中鶴地区全体施設のハード面、経営のソフト面で整備・運営する体制構築に関し、行政支出、財政負担が最も少なくなる手法、最少の経費で効果的、効率的に住民サービスが提供できる手法など、様々な事業手法を検討してまいりました。

地域優良賃貸住宅の整備に関しましては、先進事例も多く、国庫補助を活用した有効な土地利用として広く各地で行われていることから、人口減少が進む本市の重要な施策である移住・定住の促進に寄与するものと考えております。

また、事業用地が行政財産であることを踏まえ、財政負担を軽減し、より効果的に事業を進めるため、国が推奨し、国庫補助の重点配分が見込まれるPFI手法により実施することといたしました。

PFI手法による実施期間の条件といたしましては、事業期間は建設期間を含め31年間とすること、BTO方式とすることなど本市の財政負担がなくなることを前提としております。これらの条件の下で事業者からの応募があり、本事業が成立していることから、前提条件を満たせないような事態に陥るような場合は、事業者への対価で調整することとしております。

また、本事業の円滑な実施と事業継続を図るため、事業者が資金調達を受けております金融機関と本市とで締結した協定に基づき、お互いの立場から収集した情報を共有しながら事業停滞や構成企業の倒産等、不測の事態に備えてまいります。

本事業の維持管理を担う不動産業者は、多くの管理実績があることから事業者との連携をこれまで以上に密にし、今後も本市の定住人口の増加及び地区全体の活性化を図るため、

市として事業執行の責任をしっかりと果たせるよう努力してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

申し訳ありませんけれども、ご答弁される方はもう少し簡潔明瞭にご答弁願いたいと思います。時間の制約がありますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、通告5の1、2、3について質問です。

1期目及び2期目の政策・公約を策定された経緯及び公約の政策的自己評価について伺います。さらに、市長としての政治理念と政策全般に対する理解と認識について伺います。

重ねての要望ですが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

蛙田議員がおっしゃるように、簡潔明瞭にできるだけ答弁させていただきます。

まず1番目の、1期目の政策・公約、経緯、そして公約の政策的自己評価について、まずちょっと述べさせていただきます。

振り返りますと4年間、中間市と縁もゆかりもない私、福田健次が、自分自身の発信力、そして、行動力を最大限駆使し、中間市の魅力を全力発信していこうと考えまして、中間市市長選に立候補いたしました。

そうした中で、当時、中間市のことが何も分からない私に対しまして、私を応援していただいております、してくれる多くの方々から、中間市の現状、そして課題等に関してたくさんアドバイスをいただきました。その中に、この選挙公約、これに関するご提言もいただいたことから、その支援者の方々との議論を重ねまして公約を策定いたしております。

こうして、私が掲げた政策実現を目指しまして市長に就任いたしました。ところが、この就任時において、既に中間市が非常に厳しい財政危機に陥っていること、これを認識いたしました。このため、自らの公約よりも、まずは財政再建、これが先決だと考えまして、中間市が今後も持続可能な自治体運営を行っていくためには、この聖域なき行財政改革が必要だということを踏まえて市政を担ってまいりました。

信念を持ちまして、真に必要な支出かどうかを考えまして、また、この将来世代に負担を負わせないための意思決定を行った結果、公約として掲げました給食費の無料化、市立病院建て替え等を実現することはできませんでした。これは、議会を通しまして私はお詫び申し上げたところでございます。

しかしながら、私としては公約だけが市長の施策じゃないというふうに思います。例えば、ケアトランポリン。（発言の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ちょっと簡潔明瞭になかなか答弁いただけないので結構です。次の質問に移ります、時間がありませんので。よろしいですか。

○議長（中野 勝寛君）

はい、よろしいです。はい、それをお願いします。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

では、通告1の質問に入ります。

双葉保育園における倉掛冬生君事故死事件に対する市長の対応について答弁を求めます。

市長は、一昨日、特別監査の結果及び改善勧告を受けて会見をなされた、強いてあなたに問いかけたいが、この会見は、リーダーたる政治家の対応ではないものと私は考えます。あまりにも遅すぎます。

ちなみに申し上げれば、一昨日の会見であなたが語った「教訓としてこの事故を風化させてはならない」との発言に対して、SNS上で「教訓・風化とは何ですか」と「亡くなった子どもの命を軽く扱うな」とのコメントが多数投稿され、700件近くの「いいね」が寄せられていました。

市長、言葉の持つ重みをしっかりと認識していただきたい。あなたが全力発信するたびに、本市のイメージダウンが拡散されることを認識していただきたい。

さて、私のこれまでの経験からあえて言わせていただければ、今回の冬生君事故死事件の初動対応としての会見は極めて重要であったと考えます。保育行政の責任者の初動対応として、市のトップが本件事故死事件発生後、保護者等の動揺を静め、関係者の皆さんの混乱を回避するために所要の会見を開き、本件事故死事件への対処と今後の対応を明示することが必須であったと思います。

本件が、あまりにも悲惨な極めて重い事案であることを考えると、一昨日の会見で出された言葉とは裏腹に、この間、約1か月のあなたの対応は、政治家として、また、保育行政のトップとしての自覚を疑わざるを得ない対応ではなかったのかと、あえて指摘せざるを得ません。

それは、一片のペーパーによるコメントと8月6日から8月17日までの計6回にわたる保育園等への職員を同行しての行政視察と称する単独訪問、訪問の内容すら確認できない訪問、なぜ、所管部署の責任者を随伴してやられなかったのか。この重大事案に対して真摯に責任を持って対応されておられるのか、理解しがたいことをされてこられた。

一昨日の会見を踏まえて質問いたします。

本件事故死事件発生から現在に至るまでの対応の是非について、市長の答弁を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

SNS等でもろもろ拡散されていること、これは私も確認しております。しかしながら、今、言われた批判的なこともあろうかと思えますけれども、かえって中間市の対応をやってくれて、「頑張ってください」という応援のメッセージがあることも付け加えさせていただきます。

まず、対応の遅れ、いわゆる記者会見の遅れ、なぜかということに対して、まず、お答えをいたします。

その前に、今回、決して起こってはならない事故によりまして倉掛冬生君の尊い命が失われたことにつきまして、ご本人及びご家族に対しまして哀悼の意を表します。そして、保育の実施者としての責任を痛感いたしております。

まず、この保育園の設置認可の実施者であります福岡県と共に、この法律に基づく合同監査、これを実施しておりました、事件をです、事故後です。その監査結果をもって、このたび8月31日に記者会見を開催させていただいたということです。

この責任説明はもちろんございますけれども、この監査の結果が出る前に不確定なことは申し上げられませんので、監査後の会見になったということをご理解いただきたいと思っております。

それと、続いてなんですけれども、私が視察という名目で各園、回らせていただきました。これに対しても蛙田議員がおっしゃるようなこともあろうかと思えますけれども、真の意味から申しますと、やはりこれほどの大きな事故、この結果を待つてからの私の答弁並びに対策をやる前に、やっぱり一個の人間、市長としてまずは、今ある起きたこの事故です、これを二度と起こしてほしくない。そして、今、マニュアルというものがもし各施設にあるのであれば、もう一度それを確認していただいて、二度とこのような悲惨な事故は起こしてほしくない。そういうことを踏まえまして、私が行ったまででございます。

これを、例えば職員と共に行くべきじゃないかというようなご質問だと思っておりますけれども、こういったことに関しても、今、現実、事件後、事故後です、監査のこともありまして、職員はもう大変な市民からの質問等々、マスコミ等々の対応に対してやっているところでございます。それに負担をかけちゃいけないということで、まずは私個人として行かせていただいたことでございます。

それと、私がやっていることが全くもって市長としての責任を負っていない、あるいは、人としての行動ではないじゃないかということの質問でございますけれども、私は、まず、冬生君が亡くなった葬儀にも実は参加させていただいて、ご遺族の方々ともお話をさせていただいております。

そして、現地にもやはり赴いて、そのときの様子をやっぱり想像して、どんなにつらかったろうと、どんなに無念だったろうかという気持ちは私は十分感じております。その中で、今回の発言させていただいた、彼の死を無駄にしないように、二度とこういうことが

起きないようにという意味で私は答弁させていただいたところです。

ただ、残念なことに、言葉というのは人の口に戸は立てられません。いろんな意味で飛んでいくかもしれません。（発言の声あり）ご理解いただけましたでしょうか、大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

では、続く、2の質問に入ります。

市の保育園等に対する指導の現状及び対策の行政評価について伺います。

平成30年11月、総務省行政評価局が示した子育て支援に関する行政評価・監視——保育施設等の安全対策及び令和2年3月策定の中間市子ども・子育て支援事業計画に基づき、これらの具体性を担保する手だてとして園児送迎車両運行等に対する指導要領の策定及び指導が必要不可欠であったと思いますが、事故に至るまで何ら策定・運用がなされていなかったのか、なにゆえなのか、その経緯と責任の所在について簡潔明瞭に所管部長の答弁を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

総務省の調査結果に基づく勧告につきましては、内閣府及び厚生労働省に対して重大事故対策の重要性の周知徹底、監査の機会等を通じた適切な指摘を要請されたものでございます。

その中で、保育園等に対しまして、重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中の誤嚥、玩具等の誤嚥、食物アレルギーを例示し、場面ごとに示した注意事項を踏まえた対応を取ること及び救急対応の実技講習を通じ職員の資質向上に努めることが求められております。

同様に、地方公共団体に対しましては、重大事故対策の実施状況、監査時の確認事項として明確に位置づけて提示することが求められております。

また、当市が策定しております中間市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育施設の充実及び保育ニーズに応じた保育サービスの充実という項目で保育園関連のことを記載しておりますが、今回の事故の一つの要因であります送迎車両運行に関しましては保育サービス外であり、国及び県からの指導や通知がなかったこともあり、法的根拠もなく各施設にお願いすることは基本的にできないことから、市として指導要領を作成しておりませんでした。

しかしながら、法律や通達に明記されていないとはいえ、今回の事故を受けまして、福岡県は指針を策定することを表明しており、市としても各施設に協力を仰ぎながら送迎車

両運行に関する事項を含めた安全管理の指針を策定するとともに、各施設において全職員に周知徹底することにより、二度とこのような事故が発生しないよう取り組んでまいります。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

精一杯頑張ってください。

続きまして、通告3の質問です。

選挙の洗礼等を受け、市を代表して行政執行を行う特別職として、また、公平公正を旨とする特別職公務員として、市民並びに有権者及び納税者に対する市長としての対応に際しての礼節についてどう考えておられるか、次の2点について市長の見解を伺います。

申し訳ありませんけども、簡単に答えてください。

まずは、通告3の1の質問です。

質問に当たり、確認しておきたいことがあります。中間市長、福田健次氏は、2期目の任期中、所管部署の責任者を通じた公的発言として、当時、民間人だった私に対して非常に礼節を欠いた人としての尊厳を著しく傷つける侮辱的発言をされた。市の代表者であり、公職者である方の発言とはとても思えない言葉であります。信じがたいその発言とは次のとおりであります。

私、蛙田忠行とは顔を合わせたくない、だから会いたくない。ゆえに話もしたくない。用件があれば手紙とまで言われた。礼節と常識があれば、会う理由がないなど、正当な対応をされれば何ら問題がないと思われることを、強いて先に述べたように言われた。

本日、一般質問するに当たり、冒頭に確認したい。私がどのような社会的立場にあらうが、また、どのような関係であらうが、さらに言えば、そのような発言をされても致し方がない社会的落ち度が私にあったのであれば、百歩譲って、そのような侮辱的な言葉を受けてもしかりかと思うが、それも私にはない。

この発言は、市を代表する方の言葉とは到底思えない極めて不遜で、当時、納税者であった私及び全納税者に対する、市民に対するハラスメントではなかろうか。極めて礼節を欠いた侮辱的発言及びハラスメントと断じざるを得ない。よって、しっかりと思い出していただきたい。

理由いかんによっては、市長によるハラスメント行為として適宜な手段を持って対応しなければなりません。なにゆえそのような侮辱的な対応をされたのか、簡単に市長の見解を伺います。簡単で結構です。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

そのような発言がもしもあったとしたならば、不愉快な思いをさせたこと、この場をお借りしてお詫びいたしますと同時に、やはり、先ほどから申し上げまして、今、蛙田議員のおっしゃるように、市長としての礼節です、この礼節を持った、市民、そして、納税者の方、そして、皆さんに対して私が取らなきゃいけない態度、これからも襟を正して、そして、市長としてふさわしい言動、行動、これをやっていく所存でございます。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

引き続き、関連して通告3の2の質問に入ります。

私は、岩瀬南町の市有地の使用関係の整理について、松下元市長より、「市長就任以来、地元の皆さんと協議を進めてきたが全く進展しないので、市有地の有効活用を進めるためにぜひともあなたの協力をお願いしたい」と申し入れがあり、それを受けて、市のためならばと力添えをいたしましよと、当該市有地の使用関係の整理に携わり、関係者の皆さんの協力を得て、使用整理を完了させた次第であります。

私及び責任部署の関係者の努力により、後に市有地は売却され、市の財政に大きく寄与したことは紛れもない事実であろうと思います。ところが、先ほど申し述べた侮辱的発言と同様に、あってしかるべき行政執行者からの礼の言葉すら出てこなかった。この事実、なにゆえこのような礼儀、礼節を欠いた極めて非常識なことをされたのか、市長の見解を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

前市長のときのお約束、あるいはご協力を蛙田議員のご尽力によりまして非常にその土地活用に対してのご協力してくれたこと、これ恐らく、私は、その当時、中間市民、あるいは市長ではございませんので、どういうことになったのか分かりかねますけども、恐らく、その時点で、まずお礼があったんだと思います。「そういう対応をしてくれてありがとう」と、つまり、今の売れた土地に対してのあらゆる協力をしてくれたことに対してお礼を申し上げたはずです。

次に、この土地が売却されたことなんですけども、これも我々、ありとあらゆる努力をしました。とにかく土地を売る、売れるというのは、その土地がいかなる価値を持っていて、そして、このまち自体にその土地を買う意味があるかどうか、これが大事だと思います。それに対して、私は、この4年間やってきた中で。（発言の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ちょっと待ってください、最後まで聞いてください。

福田市長。

○市長（福田 浩君）

やった中で、蛙田議員が何のために前市長と約束したかということをやったら、その土地を有効活用して、市の財産として市のために未来のために活用できるようにしてくれたはずなんです。それを私になって、それを民間業者に売却することができ、市の活性化、そして、未来をつくることができたんです。これは、例えば議員と私の気持ちは同じだと思うんです。

これを、礼を言うのを忘れていたりとか、だとしたら、僕は逆に土地を売ったんですけども、礼を僕に言ってくれている人っていないんです。だとしたら、皆さんのやろうとしている気持ちが大事であって、礼を言うこと、礼儀を強制すること、これは礼節とはかけ離れたことなんです。

礼節とは、礼儀と節度ということですよ。（「そこで止めてください」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

市長、よろしいでしょうか。

○市長（福田 浩君）

ですから、十分ご理解をいただければと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

今、ちょっと答弁いただきましたけれども、時間的経過、そのときの立場、立場について全く市長は理解をされておられません。あえて、これ以上、この話を今聞いても仕方がないんで、やめます。止めます。全く理解されていない、状況について。

では、通告4の質問に入ります。

平成29年度、政治資金収支報告の訂正について伺います。

中間市長、福田健次氏は、かつて、議会では、「自分はクリーンでお金に関して一点の曇りもない政治家であり、公平公正を身上として行政を執り行う」と公言されました。それが事実であれば、大変すばらしいことでもあります。

私の知る限り、その言葉と市政の現実との乖離が甚だしく偽りであると言わざるを得ません。市を代表する方は、虚言や偽りを言われてはいけません。それでは、市民の皆さんから長としての尊敬と信任を得ることはできません。このことを確認するために、以下の質問を行います。

この質問は、市民の生命、財産を守り、市政の発展を執り行う長としての政治姿勢に関わる重要な事柄であることを踏まえての質問であります。

まずは、通告4の1の質問です。

昨年議会で、「平成29年度の政治資金収支報告に虚偽があるようだが」と質問され、その後、訂正され、令和2年9月29日、福岡県公報第139号に訂正の報告がなされま

したが、間違いを認め、事実をありのままに訂正されたのかどうか、市長の答弁を求めます。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

平成29年度の福田健次後援会の収支報告につきましては、後援会の現在の会計責任者が、当該報告書の当初、提出部分につきまして記載漏れがあったということに気づきましたことから、記載漏れの箇所を修正し、再提出いたしました。そこに、今、言われているような悪意とか、あるいは隠そうとしていたということは全くないということを申し添えます。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

続きまして、通告4の2の質問です。

私の手元資料、これは、正当な手続によって入手した銀行発行の口座情報であります。あなたが、今、手元に持たれている通帳の写しと全く同じものであります。私の手元口座情報とあなたが持たれている通帳の写しと照合、確認してみれば一目瞭然であります。

平成29年度福田健次後援会の収支の口座記録によれば、今回、訂正された収入及び支出に関する報告は、真実の訂正報告になっておりません。市長、当時、私がこの口座の出納管理者であったことをお忘れですか。前回、梅澤前市議より指摘を受け、わざわざ訂正をされたにも関わらず、なにゆえ事実と異なる訂正報告をされたのか極めて疑問であり、啞然としております。

故意または過失か、それとも作為か不作為か、または、普通は考えづらい単純ミスなのか明確な答弁をいただければ、市民の皆さんの政治家、福田市長に対する信頼を著しく損なうことになるものと考えます。事実はどうなのか、市長の明確な答弁を求めます。

併せて申し述べますが、市長の見解いかんによっては、本件収支報告の真実を明らかにするために、地方自治法第100条に基づく百条委員会の設置を求めなければならないことを申し添えます。答弁、お願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

この再提出した資料でございますけれども、今、通帳でございます。これをあくまでも我々は公職選挙法、政治資金規正法に基づいて訂正し直したものでございます。その際に、例えば記入漏れが、議員指摘のようにあると、ここは違うじゃないかというものがあれば、それをお示しいただければ、我々としてもそれを検討して、それが修正すべき箇所である

と思われれば、当然、それは修正したいと思います。

あくまでも何かの悪意があるとか、今、言われているように、私に非常に市民の信頼を損ねるような行為、これは、はなからやろうとも思っておりませんし、前会計責任者、出納責任者として非常に信頼を置いておりましたものですから、もし、そのような箇所があって、これ違うじゃないかというものがあるのであれば出していただければ、私たちとしてもそれを修正して報告させていただきたいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

ここに手元に、福田健次後援会の口座情報、私、持っております。この内容は、訂正された報告と違います。誰が見ても分かります。100人が100人見ても違うということがわかるんです。だから、あえてこれを聞いているんです。素直にこのとおりに報告すればいいのに、誰が、100人が見ても100人が分かることを訂正されて報告されていない。こんなことをされて、大体何なのかという疑問を持つのは、これ普通じゃないでしょうか。

先ほど言われたように、照らし合わせれば分かります。分かりますけれども、照らし合わせなくても分かります、こんなこと。先ほども何度も申し上げるように、100人が100人見ても分かることをあえてそういう形でしか訂正されていない、これ何なのかと。

今、答弁があったように、不手際か、不手際か、いや、単純なミスなのか、先ほど単純なミスの発言をされましたけれども、こんな単純なミスは通常、ほぼ100%あり得ないと思います。だから、あえて質問しているんです、あえて。何かそこには、先ほど申し上げたように、作為か不作為か分かりませんが、何かあったのかなと。

だから、素直に、まともに答弁、訂正すればいいじゃないですか。そうすれば、誰も何も言いませんよ。それをやっていないから、こういう質問されているんです。だから、あなたの姿勢に問題があると、あえて私は指摘をしているんです。普通にやっておけば全然問題なんてないんです。全く問題ないというわけではありません。多少、中身によっては変えなきゃならんこともあろうかと思いますが、ただ、報告、訂正するについては全く問題がない内容なんです。

それを、100人が見ても100人が分かるようなことを全然やられない。大体何なんですか、このことは。あなた、中間市民から得られた中間市長でしょう。100人がして100人ができることをあなたができないなんて、そんなばかなことがありますか。それは、あえて認めるわけにはまいりません。これは、私だけではなくて、どなたが見られてもそうだと思います。あえてそれは指摘をしておきます。

もし必要があれば、また、情報等が必要であれば問いかけてください。問いかければしっかりお答えさせていただきます。よろしいですか、市長。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

何度も申し上げますけれども、この悪意があった収支報告、これ決してやっていないということをご理解ください。あくまでも公職選挙法、そして、政治資金規正法に基づいて正式な収支報告をしております。

今、ご丁寧に説明いただきましたように、もし、その収支報告に何か瑕疵があったり、あるいは、これ違うじゃないかというのがあれば、もう一度申し上げますけども、どの箇所がどうなのかということをしっかりお示しただけならば、それに対してしっかりと検討して修正したいというふうに思っております。（「しっかりと問いかけてください。問われる前に、こういう公の場で質問を受けて、これ、市民の皆さんに答える前に所要の要件で必要があれば、今の質問に対してしっかり後ほど答えていただきたい。照合が必要であれば、照合すればいいし、確認すればいいじゃないですか。よろしく願いをしておきます」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

持ち時間が経過しております。（「では、最後に一言だけ」の声あり）

○議員（4番 蛙田 忠行君）

先ほど来、市民の皆さんにお聞きいただいたように、福田市長の答弁、市長として一番必要かつ要であります市政の責任者として、また、政治家としての資質に欠けておられることを感じられたと思います。

質問にもまともに答えられない、さらに重ねて言えばはぐらかし、詭弁を弄した答弁を繰り返される。これでは、市の発展に尽くす市政運営はとてあなたにはできないものと思います。誠に残念でありませんが、これが、今の中間市の現状であることを市民の皆さんにお伝えをして、私の質問を終わります。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

議長、ありがとうございました。

.....
○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時01分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

こんにちは、日本共産党の田口澄雄です。発言通告に従いまして一般質問をいたします。

新型コロナの脅威が、国内はもとより全世界を襲っています。昨年度1年間はこの脅威が続きましたが、今年になっても収まらず、今、我が国では5波の状況下にあると言われていています。都市部を中心に、国内の感染者の拡大が止まりません。結果として、重症者の病床に不足が生じ、新たな感染者の救急搬送に支障を来し、たらい回しの状況が続いています。

政府はいち早く、これまで宿泊療養を基本とした軽症者を自宅療養を基本とするの方針転換を打ち出し、内外からの批判の結果、多少の言い直しをしましたが、この方針については撤回をしていません。患者数も全国的に毎日2万人近く、福岡県でも1,000人前後、そうした日々が続いています。

この中間市ではどうでしょうか。昨年4月1日から発表され出した速報値では、その後の1年間で58人となっていますが、その後の昨年4月からの今年の7月までを見ますと107人増えて165人となっています。現在はどうなっているかと言いますと、8月31日の時点で321人に達しています。

今年の8月からを見ますと、8月31日の時点で、8月だけで156人、何と全体の約半分がこの8月に増えて、現在も増え続けているということになります。しかも、その年齢を見ますと、10代と10代未満が29人、20代が27人、30代が34人、40代が21人と40歳以下で88%を占めています。若年層の方々がかかっている実態が分かります。一方で、高齢の方は、上から80代、4人、70代、4人、60代、4人、50代、7人となっており、ワクチン接種との関係があるのではないかと思います。

こうなりますと、こうした若者を中心に新たな感染の広がりが懸念をされます。その結果、高齢者へと広がり、市内での死者数が増えることにならないでしょうか。

今までは、高齢者から若者への感染が危惧をされていましたが、どうやら逆のパターンも気をつけなければならない状況のようにあります。私たち市政に関わる者は、県とも協力をして、事に当たるべきだと思いますけれども、このことについて市長はどのように、まず、お思いかをお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

市長でよろしいですか。

○議員（6番 田口 澄雄君）

どちらでもいいです。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

新型コロナウイルス感染症の感染者数は全国的に増加している状況にあり、本市におき

まして議員ご指摘のとおり急激に増加している状況でございます。

福岡県内市町村においても感染増加が著しいことから、福岡県では8月5日に政府対策本部に緊急事態措置の要請を行いました。政府対策本部では、8月17日に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域・期間の変更を決定し、福岡県を含む7府県が緊急事態宣言の対象に追加され、8月20日から9月12日までの間、緊急事態措置が実施されることとなりました。

福岡県内全市町村が緊急事態宣言区域となったことにより、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策のさらなる強化を図るとともに人の流れを抑制し、積極的な検査戦略を実施するなど、徹底した感染防止策が取り組まれているところです。

本市といたしましても、感染症対策の要であるワクチン接種の推進について福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所をはじめ、医師会及び近隣市町村等との連携を図り、ワクチン接種及び感染症に関する啓発と市民への感染拡大防止対策に全庁的に努めているところでございます。

また、本市のワクチン接種の進捗状況につきましては、既に65歳以上の方や基礎疾患のある方は2回目の接種を終えていることから、重症化へのリスクはある程度抑制できているものと考えております。

また、優先接種として市内学校教職員、学童保育、幼稚園、保育園職員、福祉事業所の職員の接種も終了し、さらに受験、就職を控える18歳の方、妊婦及び配偶者等への接種を実施することとしております。

また、議員ご指摘の若年層につきましても、8月23日に16歳以上、49歳以下の方への接種券発送を行っており、年齢により順次予約を受け付けることとしております。

今後も国からの要請に従い、医師会等とも連携を図りながらワクチン接種の早期完了を推進してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

しっかりやってはもらいたいんですが、次に移ります。

さて、医療機関の緊急的拡大が叫ばれているこのとき、中間市では、市内医療の中心的存在でありコロナへの対応もしていた市立病院が今年の3月末をもってさっさと閉院をしてしまいました。

現在のコロナ禍の広がりを見ますと、今からその必要性がいよいよ高まってきたそのときではなかったかと思えます。

国は、こうした中間市立病院のような全国の公的病院の削減計画を打ち出し、そうした指導を行い、中間市は、他に先駆けてこれを実践したわけですが、国は、こうしたコロナの広がりの中で、コロナ患者を受け入れていない公立病院も含めた財政支援を言い出しま

した。

中間市の病院廃止は、少し早すぎた結論ではなかったかと私は思います。しかし、医療関係は、関係者、医者も看護師ももう一人もいません。市立病院は、頭に「旧」がつく状態で、旧市立病院になりましたが、清算事務のための何人かの職員が数名いるだけです。

今、全国的には軽症者の自宅療養の状況を何とか回避するために臨時の医療施設を求め声と動きが大きくなっています。福井県では、臨時の医療施設として仮設病床の設置の準備が完了し、福井市内の体育館にこれをつくっていますし、東京都でも酸素ステーションの設定で急場の対応を行っています。

中間市では、市立病院の運営は今年3月まで実施していましたが、この建屋をこうした非常時に使わないという手はないと思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

令和3年3月31日閉院いたしました中間市立病院の建物について、コロナ感染拡大への対応施設として活用できないかとのことですが、ご存じのように市立病院は、令和3年3月31日で閉院していますので、新たにコロナ感染者の入院用の施設については、福岡県の許可を得て設置するしかありません。また、現在の病院の状況ですが、まず、先ほど議員言われましたとおり、医師をはじめとする医療スタッフが全くいない状況でございます。

次に、施設の状況ですが、耐震化への対応ができていないこと、建築から40年以上経過しているため老朽化が著しく、施設の多くの箇所に雨漏りや空調等の施設的な不良がある状態でございます。

このように閉院の理由の一つが、患者の安全を確保するためにも施設の建て替えが必要であり、多額の費用が必要であったことでもございました。したがって、施設の安全性からも閉院した中間市立病院を一時的にコロナ感染者の入院施設に利用することは現実的に不可能であると考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

その辺は、中間市がその気になれば、県との協議すれば、ある程度の準備はできると思うんです。そうした方向で、もしできるのであれば、そうした方向を市としても選んでほしいというふうに思います。

次、行きますが、コロナに対する県の対応ですけども、一番の頼りが保健所です。これが、25年前に比べますと21か所あった保健所、現在、9か所、職員も800人が

500人まで減らされています。

今、市内でコロナではないかとの思いを個人的に持たれたときに、対応は基本的に東郷にある宗像・遠賀保健福祉事務所になると思いますが、ここが何度電話してもつながらなくて困るという話を聞きます。

私も一度、去年、熱が出ましたので電話をしましたが、何回かけても実際につながりません。私の場合は、単なる寝冷えで、翌日は温度が戻ったんですが、こうした体調に異変を起こしたときに、こうした保健所の対応では、やはり市民としても心もとないと思います。

しかも、今、物すごい勢いで増えている中にありますから、市としても今以上にこうした市民の皆さんの不安に寄り添うような形で対応してほしいのと、市としても県の保健所の増設をやはり求めるという態度が必要だと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

新型コロナウイルス感染症に関連する市民の皆様からの様々なお相談やお問合せについては、本市保健センターの保健師及び助産師等専門職員が電話や対面での相談をお受けしております。

ご相談の内容によりましては、迅速に医療機関受診が必要と判断される場合もございます。かかりつけ医療機関等に事前に電話の上、受診していただく、または受診医療機関調整を行う福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所等へのご相談を進めている状況でございます。

今後も、国、福岡県等からの感染症対策に関する通知等に即応いたしますとともに、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所をはじめいたします関係機関との連携を図り、市民の皆様からのご相談に対応してまいりたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

大変だと思うんです。ワクチン接種だけでも大変だというお話伺いましたけども、ただし、市民の皆さんもどこを頼っていいのかわからないような状況もあると思いますので、そこは懇切にやはりそういう相談があればしてほしいという周知もしながら、頑張してほしいと思います。

それと、もう一つ、今、コロナの問題では、学校です。もう中間市の場合は、8月の下旬から再開しているようにありますけども、この新型コロナ、デルタ株の影響で、今、非常に学校も危ないときが来ているんじゃないかと思うんですけども、夏休み、もう終わりましたけど、今後どのようにされるのかちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（中野 勝寛君）

船津教育部長。

○教育部長（船津喜久男君）

新型コロナウイルス感染症の感染が低年齢層まで広がっておりますことは、ご指摘のとおりだと存じております。これまで比較的安全と言われておりました学校も、その限りではなくなってきたのかなと感じているところでございます。

現在のところ、文部科学省は、全校を一斉に休業するといった指針を出しているところはありません。この時点で中間市では、先月25日、小中学校の第2学期を開始をいたしました。その際、短縮授業の実施を決定をいたしております。

校時ごとの授業時間を短縮しまして、また、学校において感染リスクが高い、非常に高いであろうと思われる昼休みの時間、この時間にはどうしても児童生徒でございますので密の時間や接触が発生をしやすいということで、この時間を15分間に短縮をいたしました。また、時程につきましては、9月3日までは4時校の後、給食終了後に下校、6日から10日までについては、5校時終了後に下校といたしております。

下校時間を早めることによりまして、児童生徒が集団で生活する時間を少し短縮をするようにしております。また、中学校における放課後の部活動は完全に停止をしております。

日々刻々と環境が変わっていく中ではございますが、状況に柔軟に対応すべく備えを進めているところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

状況が刻々と変化していますので、適時に臨機応変な対応をしてほしいというふうに思います。

最後に、中間市の予算上のコロナ対応の問題です。

今回の議会で、令和2年度の決算認定がなされます。その資料を見て愕然といたしました。昨年まで1億3,000万円程度だった財政調整基金、つまり何にでも使える市の貯金が13億4,578万4,000円積み上げられています。14億7,977万7,000円となっています。

今まで基金の積立ての口実は、何かあったときのためというのが常套句でしたが、しかし、今のコロナ禍というのは、まさに何かあったときなのですが、中間市ではそれを活用するというのではなく、貯金として積立てをしようとしています。

中間市にとって、特に市民にとってコロナ問題はもっと深刻な状況下にあるのではないのでしょうか。決算資料をよく見ますと、税収が昨年に比べて約1億円増えています。固定資産税と償却資産の伸びが大きいみたいです。固定資産税では、土地分は減っていますが、

家屋で増えています。新築家屋が増えているのではないかと思います。

また、目を引くのが法人税のうちの税割部分の減額です。昨年度の1億8,788万円、半分の9,600万円まで下がっています。確かに、この間、税率の引下げが行われていますが、それは、新規事業者となっていますので、全体でここまで下がるのは、やはり市内の経済、景気に問題があるのではないかと思います。

コロナによって市内の中小の企業や店舗の営業、かなり大変なところに来ているのではないのでしょうか。また、市民全体での市民税の所得割も減っています。今、大変なのは中間市政上の財政ではなく、市民の生活上の懐具合ではないのでしょうか。そして、市が徴収をする税の徴収率、市民税は10年前、平成22年度90.7%が、令和2年度は97.4%、6.7%も伸びて100%に近い状況になっています。かつての収納課の経験からすると、信じられないような驚異的な伸びを示しています。

市民はコロナの中で大変な状況にありながらもきちっと税金を払っている。いや、むしろ払わされているといった状況が正確かもしれません。しかし、これを払っています。そうした中で、中間市は13億4,500万円も新たな貯金をしている。しかも、これは約7億円の市立病院の借金清算のための払いを済ませた結果の上での数字です。正確には20億円の余裕があるということではないかと思うんです。

確かに、今年は駅前土地売却約5億円の予算が入っていますので、しかし、それを考慮しても約15億円の余裕が今年は、令和2年度はあったということではないかと思います。

市は、口を開けば「中間市の財政は厳しい」と言ってきました。そして、それが口実となって市民生活に必要な施策を次々と切り捨ててきました。学校の図書費や道路の補修費などは、約1,100万円が9万円になったり半分になったりしています。

しかし、今、市がやるべきことは貯金をため込む余裕があるのならば、コロナで苦しんでいる市民の目線で救済のために基金をためるのではなく、使うときではないかというふうに私は思いますが、市長はいかがでしょう。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

基金を取り崩して新型コロナの影響により困窮する市民や事業者のために使うべきだということのご意見でございます。しかしながら、今後10年間で確実視される公共施設の改修、解体をはじめ、市営住宅の建て替え、街路事業の負担金、消防無線や消防車両の更新等々を精査した結果、少なく見積もって新たに100億円を超える財源が必要であることが分かりました。また、学校再編の方向性によっては、その1.5倍を超える試算もなされております。

これらの費用を捻出するに当たっては、補助金のほか有利な起債を借り入れることができたとしても、やはり一定程度のキャッシュは必ず必要となってまいります。そうした意

味からも、今回、既存の基金の見直しを行い、新たに公共施設の整備のための基金を創設するわけでございます。この基金は、目標積立金を30億円以上に設定いたしまして、将来に過度な負担を残さない、先送りしないという私の信念の下、基金運営の方針を定めております。

このことから、真に困窮されております市民、事業者のことは十分認識していることは言うまでもなく、これまで交付された新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金や国が行った特定定額給付金等々合わせて50億4,000万円の国費が本市で使われております。

本市は、この財源を最大限有効かつ効果的に対応してきていると認識しており、新たに基金を取り崩して、その基金を救済に充てるということは現在のところ考えてはおりません。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

今のために、将来またどうのこうのじゃなくて今の状況をどうするのかということと、将来のために、今、我慢するという、そういう考え方の違いがあると私は思います。このことについては、最後のほうでもちょっとまとめたいと思いますが。

次に、保育所問題に行きます。

今年7月29日、中間市で起きた園児の死亡事故は、誠に痛ましい事故でした。犠牲になられた園児の方とその家族の方にお悔やみを申し上げます。

今回の事故は、事故と言えるのかどうかも分からないような園の側の不備から来るものでした。通常、命を預かる通園バスで園児の取り残しに気づかず、担当保育士も「休んでいると思った」という言い訳は全く通用しないことだと思います。

命を預かっているという自覚があまりにも希薄だと思います。

今回の事故を受けて、私たち議員も市も、このことを教訓に再びこのようなことのないよう、しっかりと受け止めていくべきだと思います。1951年5月5日の児童憲章が制定されて70年が過ぎました。その3条には、全ての児童が疾病と災害から守られることがうたわれています。その責任は国にあると書かれています。であるならば、今回の事故、これも中間市の責任もあると思います。

何でも自己責任の好きな国ですが、行政としての責任はきちっと果たすべきだと思います。ところが近年、保育所での事故は増加をする傾向にあります。2018年までの10年間のデータがありましたが、全国的な死亡事故は139件、毎月1人が亡くなっている計算になります。

死亡に至らないというまでも、骨折等の事故は、2015年399件、2017年では880件と増加する傾向にあります。この背景には、国の保育政策の問題があります。つ

まり、企業主導型保育所などもうけ本位の保育所が増えたことです。場合によっては、保育士資格のない人でも保育に当たられるような新しい制度設計も生まれています。

こうしたことから教訓として学ぶべきは、実際に起こったほかの事故についてもその問題点をよく学び、中間市での再発防止のためにこれを積極的に生かすことだと思います。

今回のバス事故については、十分に検証をされると思いますが、それ以外についても、こうした事故はなくすという点から厳重に再点検をしてほしいと思います。こうした点ではいかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

まず、先ほどの蛙田議員の質問の際にも申し上げましたけれども、今回、決して起こってはならない事故によって尊い命が失われたことについて、二度とこのような事故が発生しないよう各関係機関と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今回の事故を受けまして、先日の全員協議会でもご報告させていただきましたが、8月2日に県と合同で法に基づく特別監査を実施し、8月16日にも県と合同で追加調査を実施いたしました。そして、その特別監査の結果、事故防止及び安全対策の不備や保護者との連絡等に不備があり、8月31日に改善勧告を実施させていただいたところです。

再発防止という観点からは、各施設に協力を仰ぎながら送迎車両運行に関する事項を含めた安全管理の指針を策定するとともに、各施設において全職員に周知徹底するよう取り組んでまいります。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

よろしく申し上げます。今回の事故を考えたとき、私は、園と保育士、そして何より保護者の三つの連携の希薄さを感じました。

私も、個人的には八幡の無認可保育所の保護者としての立場から、保護者会の会長を長年引き受けてきましたし、その立場から、無認可ですから、運営委員会にも参加をし、保育問題には関わってきたつもりでありますけども。教訓として、子育ては皆ですもの、そして、それぞれが育ち合うのだという強い実感があります。

今回は、1年半もの間、園長一人で通園バスの運行をしていて、もうそのことにおかしいという声が保護者の中からも上ってこなかったという報告を受けましたけども、少し残念な気持ちになりました。

自発的な問題ですから、市としてどこまでこれを指導できるか分かりませんが、各園の運営には、形だけではなく本当に積極的に保護者の方が関わられるような、そんな呼びかけを市としても必要ではないかと思えます。その他、市として何ができるかを考えてほしい

と思いますけども、そうした保護者の保育への参加などの援助、こうしたことは、市の指導としては無理なのでしょうか、できるのでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

船元こども未来課長。

○こども未来課長（船元 幸徳君）

厚生労働省の告示であります保育所保育指針において、保育所では日常の保育に関連した様々な機会を活用し、保護者との相互理解を図るよう求められていることから、保護者の積極的な関わりについて、必要であれば園を通じて市としても指導・助言していきたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

積極的によろしく願います。

次に、中間市の保育と公的保育所の存在についてもお聞きしたいと思います。

中間市立のさくら保育園は、どのような保育士さんで運営されているのでしょうか。正規職員保育士とか非正規とかですが、その配置数をまず教えてほしいと思います。

今回の一般質問の打合せの中で、民間の保育士も市立も労働条件にあまり変わりがありませぬというお話を聞きましたが、中間市の場合は、公立保育所がほかに比べてあまりにも正規職員が少ないということではないでしょうか。私は、公立保育所はみずからの保育所業務に限らず、中間市全体の保育の質を上げていくための役割も持っていると思います。

そうした中で、さくら保育園の民間譲渡の話まで出てきていましたが、その辺はどうなりましたでしょうか。その辺をお答えいただきたいと思いますが。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

まず、さくら保育園の現状でございます。保育士は、主任保育士1名、保育士3名の4名と再任用職員7名、合計11名が正規職員です。これを補う形で保育士、看護師、調理師等、会計年度任用職員16名を雇用いたしており、合計27名で運営いたしております。

次に、さくら保育園の民間譲渡についてお答えいたします。

さくら保育園の民間譲渡については、行政改革推進本部会議において民間譲渡をすることについては決定しておりますが、その時期については、あらゆる方面に与える影響を考慮し、検討しているところでございます。

しかし、今回の事故を受けて、約40名の園児が転園を希望されておまして、その転園先の一つとしてさくら保育園を希望される方がいらっしゃいますので、ご希望に極力応

えるべく対応しておりますことから、民間譲渡については一旦保留し、時期が来れば再度検討したいというふうに考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

かつての市立保育所の経過からしますと、かなり正規職員が減ったのではないかなという感じがします。さくら保育園の民間譲渡については、今、保留という言葉が出ましたけども、公的保育の確立と充実の観点からはこうした民間への譲渡とかいう考え方自体を見直してほしいというふうに思います。

これ、中間市の全ての行政運営に通じることですけども、公的部門を職員の退職等を機に不補充として非正規に置き換える。あるいは業務ごと民間に委託するという手法がかなりの部門でまかり通っています。

本庁の非正規職員はもとより、学校給食、公的各種施設の民間委託、そして、究極的には、市立病院のように公的業務からの撤退であります。全て財政が厳しいを口実に推し進められてきました。

財政問題については、先ほど述べましたので繰り返しません、私は、悪政遂行の口実だと思っています。また、こうした手法は、行政の質の確保、あるいは職員による還流へのノウハウに欠陥を生じさせ、公務労働の質の低下を招きます。

それは、市民にとっても大きな損失だと思っています。行政の費用は安いほうがよいという一つの物差しだけで判断し、推し進めるやり方はこの際見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

業務の改善や見直しを含め、長年議論を重ねてきた中で、行政改革推進本部会議において各施設の廃止やさくら保育園の民間譲渡は決定されました。行政の費用は安いほうがよいという考えでは決してありませんが、財政健全化は市の運営に取って避けては通れない部分でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

ご理解は賜れないんですが、市内にある全ての園と保護者が、小中学校のPTAではやられているような、市内での全ての園が連携することでやっているんですが、そういうことも必要ではないかと思います。そして、問題があったら、これに市も関与して改善を図っていく。そうした体制の構築が必要ではないかと思います。

これは、行政サイドでできるところからスタートし、長期的な観点で全体の自発性を見守りながら援助するというやり方になると思いますが、ぜひ、中間市の内部からの改善にお力をお貸しいただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（中野 勝寛君）

船元こども未来課長。

○こども未来課長（船元 幸徳君）

保育園については、小学校、中学校のPTAのような全体が連携する組織は形成されておりませんが、今後、必要であれば、市として支援できることは行ってまいりたいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

よろしく申し上げます。

中間市は、現在の財政難と同時に、将来の人口減によるこのことから来る財政難もよく言われます。このことを中心に動いている感じを強くします。そのため、PFIによる1か月7万1,000円の家賃の高級市営住宅の建設を図ったり、若者に転入してもらうためのいろんな対応をされています。

でも、今回の事故から見えるのは、そういう手法は根本から見直すべきではないかということです。各自治体で若者の取り合いをして人口を増やそうと思っても限界がありますし、問題もあります。それよりも、今、中間市に住んでいる若者に住みやすくなる条件を提供することで、新たな人口を増やす政策に切り替えるべきではないかと思います。

今までの一般質問で何度か紹介をしましたが、全国的には、島根県の隠岐の海士町の例、Iターンや島根県全体、あるいは、岡山県の奈義町など、こうした手法で人口増を図り、これが功を奏していることが小さくても輝く自治体フォーラムでは紹介をされています。

岡山県の奈義町では、2014年に合計特殊出生率2.81を達成し、出生率が日本一になりましたけども、その後も増え続け、2019年度で2.88になっています。人口5,800人足らずの小さな町でのこれは成功の例です。ここは、2012年子育て応援宣言をし、「子育てするなら奈義町で」との力強いアピールを発しています。

中間市の合計特殊出生率、平成24年度では1.4、それ以前は1.2でした。半分以下であります。奈義町では、子ども医療費を高校まで拡大したり、通学費の援助をしたり、国保の個人単位の課税である均等割の子どもさんへの課税を廃止したりと子育て支援に一般会計の1.3%を使っています。中間市で言えば約2億円でありますけども、この間、増えた地方消費税交付金の増額の中でも十分これは対応できると思います。

中間市のように、若者を外から入れることだけにお金を使い、結果的には今度の保育所問題もそうですけども、若者が住みたくなくなるようなことばかりやっていると、それこ

そ人口増どころか人口減で未来はないと思います。

若年の市職員の離職も増えていると聞きます。これは、今の中間市を示す一つのバロメーターだと思います。市職員も含めて若者が住み続け、働き続けたいくなるような中間市を私はこの際目指すべきだと思いますけども、市長の見解をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

施政方針にも上げておりますけれども、私はこれまでの4年間、公共施設の廃止をはじめ、抜本的な支出の見直しを行い、将来世代に負担を負わせないための意思決定をいたしました。将来の中間市を考え、財政破綻の危機を乗り越えるために行った苦渋の決断です。しかし、その間においてもふるさと納税や企業寄附による収入の増加、また、中間市再生チームを発足し、豊かな知恵や新しい発想、活力あふれる人たちを呼び込み、新しい中間市をつくるための種まきと基盤づくりを進めてまいりました。

今後は、未来につなぐ政策に取り組み、市民の皆様とともにこれからの中間市をつくっていきたいと考えております。

また、若手職員の離職が増えていることにつきましては、私も非常に危惧しております。30歳以下の若手職員を対象に研修という形ですけれども、意見交換する場を8月に4日間設けまして、延べ103人の職員に私の思い、直接伝えました。このことによりまして、意思の疎通が図れ、共に市政に取り組んでいくことの確認が取れたと自負しております。

最後になりますけれども、何よりも市民のために、そして、子どもたちの未来のために全身全霊をかけて全力発信してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

言葉はいいんですけども、将来の財政の心配をして、今の行政サービスの質も量も落とす。人に優しいまちと昔はうたわれていましたけども、全く逆の行政が、今、展開されていると思います。未来の心配をするのなら、今の市政運営をもっと人に優しくやるところの見直しから始まるべきだと思います。

新しい中間市をつくるための種まきだと言われましたが、私たちはどんな身のなる種をまいているのかさっぱり見えてきません。住んでいる住民にもわかるようなビジョンを示すべきだと思います。

以上の点を指摘して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分休憩前いたします。

午前11時38分休憩

.....
午前11時41分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、一般質問を行います。

お昼前の時間で、ちょっと超過するかもしれませんが、答弁よろしく願いいたします。

初めに、土砂災害から命を守るための取組について質問させていただきます。

この8月、前線の停滞でお盆前から降り続いた長雨により、各地に被害が発生しました。被災された方々に、改めてお見舞い申し上げます。

中間市でも、12日、大雨警報の発令から解除されるまで、これまでにない長期の対応を強いられています。対策本部はじめ、避難所等、連日の泊まり込みなど、それぞれ対応に当たられました皆様に感謝申し上げます。

ご存じのように、今回の雨は、河川の氾濫というより、雨量の増加による地盤の緩みが心配されました。中間市は、土砂災害危険区域にお住いの方、711世帯、2,204人に対し、12日夕刻、警戒レベル3、高齢者等避難が発令し、13日夕刻にはレベル4、避難指示の発令がありました。私なりに心配なお宅に声をかけさせていただきましたが、避難せずご自宅で過ごされた方がほとんどでした。

近年、本市では大規模な土砂災害の経験がありませんので、避難行動に結びつきにくいことを実感した次第です。防災気象情報は的確に市民の避難行動につながるよう、より一層の働きかけが求められています。

土砂災害から命を守るためには、風水害以上に平時からの取組が必要なのではないかとの思いから質問に取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

改めまして、今回の雨では、ハピネスなかまと地域交流センターに避難所を設けました。対象となる土砂災害危険区域の方は、何人ぐらい避難されたのでしょうか。避難の状況についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

8月12日から18日にかけて秋雨前線の停滞に伴う大雨が降り、期間中の雨量は420ミリに達しました。また、13日の17時7分に本市に土砂災害警戒情報が発令さ

れたため、同時刻をもって土砂災害特別警戒区域や斜面、のり面の近くにお住いの方を対象に避難指示を発令いたしました。

避難所として、ハピネスなかま及び地域交流センターを12日18時から18日10時44分まで、5日と半日開設いたしましたところ、期間中23世帯、32名の方が避難されてこられました。

このうち、土砂災害警戒区域の方が1世帯、2名、斜面やのり面付近にお住いの方が4世帯、6名おられました。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

23世帯、32名のうち、土砂災害危険区域の方は1世帯、2名とのご答弁でした。今回の避難対象者は2,204人中、2人だけが避難所に来られたということです。コロナ禍であり、親戚や知人の家に避難した方もおられたのかもしれませんが、それにしても少なすぎるのではないのでしょうか。

土砂災害の危険区域の状況と住民への周知についての見解をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

土砂災害警戒区域等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法第7条及び第9条に基づき福岡県知事が指定するものでございます。

本市では、平成26年2月に土砂災害警戒区域にあつては81か所、土砂災害特別警戒区域にあつては75か所の指定を受けております。指定を受けた市町村は、区域内の住民にハザードマップなどで周知する必要があることから、平成27年と一昨年度に全戸配布をいたしております。また、市のホームページにも掲載をいたしております。

いずれにいたしましても、長期間雨が続きますと区域の指定に関わらず、あらゆる場所であらゆる危険が考えられますので、早めの避難や危険が及ばない部屋への屋内避難など、被害軽減のためのさらなる周知や啓発が必要であると考えております。

今後ともあらゆる機会を捉えまして、周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

自治体の責務としてハザードマップは配られておりますが、見方が分からない方もおられます。市民が自分の命を守るための行動が取れるよう、よりきめ細やかに進めていただきたいと思います。

危険区域に住んでいることを認識されているのか否か、当日、どのような対応をしておられたのか。自治会などの協力を仰ぎながら危険区域の方の実態把握に努めるべきと考えます。危険区域の一人、一人が親族の家など事前に避難ができる場所を決めてもらえるような取組をするべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

今般、コロナ禍の中でございましたので、親戚の方、お身内の方のところに避難されている方もおられたかと思えます。そういった避難の方法も今後検討してまいらないといけないと思っておりますので、あらゆる機会を捉えまして、また、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

さて、河川の水位は目で見え確認できますが、土砂に含まれる雨量は目に見えません。防災気象情報に頼るしかありません。その目安の一つが降水量になります。中間市の庁舎には雨量観測システムが設置されていますが、まだ知らない方もいらっしゃると思います。スマホなどで検索しても、大半の市民は数値をどのように読み解けばいいのかも分からないのが現状です。

せっかく他市にないものを設置していますので、数値をデータ化し、市民に中間市の雨量情報を積極的に発信してはいかがでしょうか。中間市の雨量観測システムの活用についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

雨量観測システムはソフトバンクとの協定の一環で、昨年5月に庁舎屋上に試験的に設置したもので、本格運用についての検討を行ってまいりました。本年度の一般会計当初予算は骨格予算となったため、このたびの補正予算に当該システムの使用料を計上させていただいております。このことから、予算が成立いたしましたら本格運用したいと考えております。

これまで本市には、外部に公開するための雨量計がなかったことから、気象庁の八幡観測所や国土交通省の大隈または水巻観測所のデータが参考にされておりました。最近の雨は局地的に降ることが多く、近くの観測所であっても本市の数値と異なることが多くございました。このことから、本市の雨量をホームページ上で公開することは、我々はもとより市民の皆様にとって大変に有意義なデータであり、また、避難所の開設や職員招集の判

断材料にもなりますことから、本格稼働後は継続的かつ積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございます。

それでは、改めて今回の雨量についての分析と地元気象台とどのように連携しているのかをお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

8月12日から18日にかけて秋雨前線の停滞により、当市の雨量は420ミリに達しました。1時間の最大雨量は、14日17時頃に20ミリ程度で、さほど多くはなかったものの、長期間にわたって降り続いたため、土砂災害警戒情報が発令されるなど、一時危険な状態もございました。

このことから、自治体防災担当者専用電話、いわゆる気象台とのホットラインで福岡管区気象台の予報官と常に連絡を取り合い、防災活動の参考にいたしておりました。また、国土交通省遠賀川河川事務所とも中間観測所の水位の動向などについて常に連絡を取り合い、防災活動の参考にいたしておりました。

このように、気象台や国土交通省遠賀川河川事務所をはじめ、近隣の市町村などと緊密に連携、連絡を取りながら事後の防災対策に役立て、減災に努めております。今後とも気象台をはじめ、国土交通省遠賀川河川事務所、折尾警察署、自衛隊小倉駐屯地など、関係機関と連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

すみません、今、「420ミリ」という答弁がありましたけども、これは、雨量としてどういうふうに判断したらいいような数値なんでしょうか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

8月12日から18日までのその期間中には420ミリの雨が降り、8月1か月間には670ミリ、先月は670ミリの雨が降りました。昨年の同時期の8月は60ミリしか降っておりませんので、昨年の8月の1.1倍の雨が先月降ったこととなります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

今、ご答弁にありましたように、最近の雨の降り方は尋常ではないということが分かりました。皆さん、本当大変な思いをしながら、气象台はじめ、関係機関と情報連携を図り、情勢を見極めながら防災・減災のために尽力されていることが分かりました。大変に緊張を強いる仕事ではありますが、今後ともよろしく願いいたします。

さて、近年の激しい気象の変化に対応するには防災情報の受け手である自治体の人材育成が重要であります。国は、首長や職員向けに研修を行っていると同いました。本市の参加状況について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

本市では、円滑で確実な防災活動を実現するため、市長をはじめ防災担当職員が様々な研修に参加をいたしております。具体的に申し上げますと、全国防災・危機管理トップセミナー、福岡県市町村長防災危機管理ラボ、防災スペシャリスト養成研修、原子力防災基礎研修、災害救助法等事務担当者研修などがございます。

これらの研修を生かしまして、また、今後もあらゆる研修に参加し、防災に対するスキルアップを図り、他市町村とも情報交換を行いながら防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

市長をはじめ、担当職員が各種研修会に参加し、見識を深めていることが分かりました。これからも市民の安心安全のため、研修会はもとより、人員配置や人材育成のための予算確保をよろしく願いいたします。

そこで、新たに気象庁が平時から市町村を支援するために取組を進めています気象防災アドバイザーの活用を提案したいと思います。講演会や研修会の講師はもとより、出水時期のみ期間限定でお願いすることも可能だそうです。気象防災アドバイザーの力をお借りすれば、中間市の雨量観測システムの活用の幅が広がり、きめ細かい情報発信も期待できます。市民向け講演会や市職員への研修会など、本市の防災行政の充実のために活用してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

清水安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）

気象防災アドバイザーは、地域の気象状況をよく知り、防災の知識を持ち、また、自治

体の防災活動を支援できる人材として国土交通省から委嘱をされた方々で、自治体での雇用を目的とし登録されており、福岡管区気象台管内には約10名の方がおられます。

県内の各市町村では、気象台との防災担当者間の専用電話、いわゆるホットラインを用いて24時間常に情報収集を行い、防災活動に役立てております。災害対応に当たりましては、まず、このホットラインを最大限に活用し、行ってまいりたいと考えておりますが、福岡管区気象台とも相談をしながら、職員研修や講演会等に派遣が可能であれば活用することも検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

十分ご検討いただき、平時からの防災意識の向上のために効果的な活用をお願いいたします。

さて、市長は今回も避難所を回られたと伺っております。最後に、本市の防災行政に対する市長の決意をお聞かせください。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

近年、議員がおっしゃるように予想もつかないような雨量、あと、気象の変化、これにもう我々地球上の人類が戸惑っているわけでごさいます、この小さな中間市においても防災に対して一瞬の気も緩めることはできない。幾らルールはたくさんあっても、やっぱり注意喚起をしても、まだ大丈夫じゃないかというような方々がいらっしゃる中、回らせていただいたときに、やっぱり避難された方々はやっぱり避難してよかったなというふうなお声をいただいたときに、やはり、もう今後、こういうことは恐らく毎年続きます。まだ何年も続きますので、どうか、どうか一刻も早く避難勧告等々が出た場合は、速やかにご近所の方々と協力をして、そして、まちぐるみでよかったなと、安心安全なまちだったということをやっていただくようなまちづくりを目指していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

4キロ四方のコンパクトな中間市にふさわしいきめ細やかな防災行政の推進をよろしくお願いいたします。

続きまして、企業版ふるさと納税についてお伺いします。ふるさと納税については何度も一般質問に取り上げ、5年前、ようやく中間市のポータルサイトを立ち上げていただきました。

昨年の寄附金額は12億6,000万円と前年の2倍に伸びております。いまやふるさと納税は、基幹産業がなく財源が乏しい中間市にとっての貴重な収入源となっております。

さて、本市がふるさと納税に力を入れ始めた平成28年、国は新たに企業版ふるさと納税の制度を創設しました。地方創生につながる自治体の事業に企業が寄附した場合、法人税などが控除される制度です。令和2年の税制改正では、法人税の控除が通常寄附で3割のところを最大9割まで引き上げられました。

政府の取りまとめでは、昨年、企業版ふるさと納税を利用して寄附を行った企業は、前年の1.5倍の1,640社で、寄附額は110億円余りと3.3倍に増えたそうです。

企業版ふるさと納税は企業にとっては節税になりますし、自治体にとっては財源確保の有効な手段となります。また、人件費を企業が負担し、社員を貸してくださる人材派遣型も創設されております。ちなみに、9割までの控除の適用は令和6年までであります。

この企業版ふるさと納税を活用するには、事前に申請しなければなりません。中間市でも早急に検討し、最大限に活用するべきと考えます。企業版ふるさと納税についての見解をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

おっしゃるとおり、まず、ふるさと納税、返礼品のあるものに関しては、非常におかげさまをもちまして市の財源を助ける財源となっております。しかしながら、こればかりに頼っていてもしょうがない。というよりも、今後、この企業版ふるさと納税という大変にいいシステムがあります。これに対して、今、私自身も非常に何をすべきなのか、何をもちまして企業側に訴え、そして、企業側が納税するにも面白いもの、そして、企業にとってメリットのあるもの、こういうものをいかに創造するかということは、今、考え中でございまして、ぜひとも議員も一緒なってもろもろあったら選択肢がたくさんできるように、1つや2つではなく10、20でも、来年1月の申請時には、こちらから積極的に申請してまいりたいと思っております、昨日も今日も、またいろいろと動いてはおります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございます。県下で企業版ふるさと納税を活用している自治体の状況について、改めてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

平川企画課長。

○企画課長（平川 佳子君）

福岡県内で、この企業版ふるさと納税を利用している市町村は、近隣で北九州市、田川市など、合計33市町村あります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。今回、質問するに当たり、調べましたところ、北九州市では若者の人口政策の一つに奨学金の利子を支援しておりますが、その財源が企業版ふるさと納税で賄っております。

全国では、多くの自治体が定住政策や子育て支援、複合施設の建設など地方創生のための多種多様な事業に取り組んでおられます。人口減少の時代になり、自治体運営は厳しさを増しております。より柔軟な発想で積極的に事業展開をしていくことが求められています。

本市でも、既存の事業を発展型に組み替えるなど、早急に事業の洗い出しをするべきです。例えば、次の国勢調査を視野に入れ、人口政策として定住促進や子育て支援を事業化し、申請してはいかがでしょうか。

先ほど市長から令和4年1月と、もう言われましたけども、直近の受付が1月になっております。その次が、5月、9月という形になります。その際、早めに申し込んでいただきたいと思いますが、事務方は企画課でいいと思いますが、推進役は市長部局が中心となり行うべきだと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

白尾副市長。

○副市長（白尾 啓介君）

この企業版ふるさと納税につきましては、今、答弁いたしましたように33の市町村が既に活用しております。これから中間市もこの仕組みを活用していきたいと考えております。

現在、ふるさと納税については企画課のほうで所管いたしておりますけども、この企業版ふるさと納税、これを活用するに当たりましては、地方版の総合戦略、そして、これに基づく地域再生計画を作成する必要があります。

これらの計画の作成に当たりましては、今後、企画課を中心とした庁内組織を立ち上げて、具体的に定住政策等の事業に活用できるようにできれば、本当に、令和4年度から活用できるような形で早急にこの組織を立ち上げて計画を策定し、事業展開に持っていきたいとこのように考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

大変前向きなご答弁をありがとうございます。中間市は、福田市長の勇気ある決断により痛みは伴ったものの、どうにか財政危機の急場をしのごうことができました。就任以来、様々な企業団体と協定を結ぶなど民間活力の導入に尽力されておりますので、この企業版ふるさと納税は市長にとって大変向いていると思っております。

再選された今、市長のリーダーシップの下、執行部の皆様はじめ、全職員が知恵を出し合い、財政再建と市の発展のために最大限の力を発揮していただきますことを切に願っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中野 勝寛君）

この際、1時10分まで休憩いたします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

生活保護受給者の自動車使用の問題について伺います。当市に居住されておりますMさんは障がい者です。障がいは、持っておられる方々への認識を深め合うことが必要と思い、二、三、読ませていただきます。

まずは、障害者基本法であります。「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的」として制定された日本の法律であるということが、まず基本になると思います。

目的としては、第1条、「この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする」とあります。

定義については、第2条、「障害者とは、身体障害者、知的障害者または精神障害者が

あるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」を言うとなっています。

基本理念としまして、3条は、「全ての障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする」、2項として、「全て障害者は、社会を構成する一因として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」、4条としまして「国及び地方公共団体の責務は、国及び地方公共団体は障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する」、そして、国民の責務として、第5条は、「国民は、社会全体の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない」、6条としまして、自立の努力の問題であります。「障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するように努めなければならない」。

障がい者の皆さんに対する地方自治体の受け止め方、そして、国民の責務、本人の自立への努力もうたわれております。

市の考え方について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

本市としましても、障害者基本法に基づき、その目的や基本理念を踏まえ、障がい者の福祉の増進に努めているところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

次に、生活保護法についてです。生活保護法、この法律の目的としまして、第1条、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」、無差別平等について、第2条、「全ての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」、最低生活については、第3条で、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」というふうにうたわれています。

北九州市門司区の事例を一つ紹介いたします。

2000年11月7日から生活保護を受けていた原告X1とX2の夫妻が、保護の決定及び実施に関する事務を行う北九州市門司福祉事務所長から2004年6月14日付けでX1が所有する自動車を処分するように文書による指示を受けたものの、X2の通院の必要性を理由にこれを拒否したところ、自動車の所有を禁止する指示に違反したとして

2004年8月19日付けで保護の停止処分を受けたことについて、その処分が違憲、違法であるとして取り消しなどを求めた事案であります。

通院やリハビリ等の移動のための自動車は、日常生活を維持する上で必要不可欠のものである。本件課長通知も障がい者の生活実態を踏まえて、障がい者のいる世帯に関して自動車の保有を広く認めたものである。

こういう事案を受けて、市の受け止め方について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

岩切生活支援課長。

○生活支援課長（岩切 伸一君）

本市におきましても、ただいま議員からご紹介いただきました判例については把握いたしております。その上で、北九州市やほかの自治体の事例も参考にし、個別詳細に検討した上、適切に対応いたしております。今後も引き続き、法令に基づき適切に生活保護業務を進めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

昨年9月に障がい者、障害等級2級のMさんがK市から中間市に転入されてきました。K市では障害者年金だけでは生活できないため、生活保護を受給されておりました。K市では、障がい者用に改造した軽自動車を利用しておりましたが、中間市ではケースワーカーB氏から軽自動車を処分するように言われたそうです。

Mさんは、自動車、軽自動車がないと働きに行けませんといったら、それまでは目をつぶっておきますと言われてました。その後、数回にわたりケースワーカーB氏から言われた、「働けるのに働かないあなたは、不正受給者だ」と言われた言葉は、Mさんの脳裏から拭い去ることはできませんでした。

ケースワーカーB氏は、令和3年2月26日書面で自動車の取扱いについて、あくまで処分保留であり、自動車の使用は認められないことを併せて連絡しますとの内容でした。

度重なる高圧的、脅迫的に言われ、それ以来、精神的に不安定となり、令和3年3月9日からおりお心クリニック心療内科に通院されています。この間、何度もケースワーカーB氏に「私は軽自動車がないと生活できません、認めてほしい」と言いましたが、ケースワーカーB氏は、「中間市では許可できません」と言うばかりで聞き入れていただけません。令和3年4月の人事異動において、ケースワーカーB氏からA氏に変更、令和3年4月14日のケースワーカーA氏が、県営住宅の申込用紙を持って中間市から転出することを進められ、Mさんは身体が不自由で、今後、年老いていく不安もあり、北九州市に次女の方が住んでおられます。このたび、次女の方の家から近い中間市に住むこととなりました。

ケースワーカーA氏は、「次女に助けてもらったかどうか」と言われますが、次女の方は結婚し、働いています。子どもも2人いて、Mさんを手助けする余裕はありません。Mさんは、自分が自分でできることは自分でやりたいという目標を持って、今日までリハビリに励み、一人で生活できるまでになりました。

何度もハローワークに通い、仕事を探されました。就労できそうなところもあったようですが、事務所が2階だったりして残念ながら不採用となりました。ハローワークの職員の方も、「あなたに紹介できる仕事はありません」と言われたことをケースワーカーA氏に伝えたら、「仕事をしないのなら自家用車、軽自動車を処分してください。それが嫌なら、中間市から出ていくようにしてください」と言われたそうです。

今日までケースワーカーの方が交代されるなど様々な問題がありますが、Mさんに対するケースワーカー各氏の行為は、身体障がい者に対する生活権まで奪う言動、障がい者の方への配慮が足らなかったのではないのでしょうか。

私自身も水巻から転入してこられた方から相談を受けた事案があります。障がい者の子どもさんの通学のために軽自動車を水巻では利用されていました。水巻から中間市に転入されてきて、中間市では自動車の使用は認められないの一点張りでした。

申請者の方は、水巻で認められていたのに納得のいかないまま申請を取り下げられました。こういう事例もありました。

さらに、中間市が認定している障がい者支援員AKさんも、Mさんの場合は法律にのっとり認めるべきだと言われております。同時に、中間市の生活保護行政に対するあり方が基本的に問題があると言わざるを得ません。

中間市の生活支援のあり方について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

まず、ご質問の中のケースワーカーの発言につきましては、事実と異なる点がございますが、今後も誠実に対応するよう徹底してまいります。

さて、生活保護世帯の自動車の保有要件は、国の実施要領で定められており、その要件としましては、車の保有が早期の世帯自立につながると判断できる場合や、公共交通機関による通勤、通院などが著しく困難であることなどに限定されます。

また、生活保護基準では、自動車を保有した場合の経費は算定基礎とはなっておらず、燃料費、車検等の点検整備費、自賠責保険など維持費がかかること、さらに、生計費が限られていることから任意保険に加入できず、事故の加害者となった場合、被害者の救済が困難になる懸念もございます。

そこで、障がい者の自動車保有についてでございますが、障がい者の通院等のために定期的に自動車を利用することが明らかに必要であること、障がいの状況により利用し得る

公共交通機関が全くない、または、公共交通機関を利用することが著しく困難であること、タクシー等の移送に比べ自動車での通院が地理的状況に照らし妥当であると判断される等が自動車保有認定の要件となっております。

今回の場合、ご本人は障がいがあるものの、就労意欲もあり、休職活動中であることから、車については保留中であり、また、通常保留期間も6か月程度であります。障がいやコロナ禍を考慮し、既に約1年を経過している状況でございます。

また、通院に伴うタクシー代の交通費についても、生活保護費から支給する旨伝えておりますし、買い物などにつきましては、ホームヘルプサービスを利用することも可能です。さらに、前市とは交通事情や地理的条件等も異なるものと考えておりますことから、必ずしも車が必要とは認められない状況もございます。

このように、本福祉事務所においては、各世帯の状況や病状等も含め個別に検討し、自動車保有の可否について判断しております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

今回、回答が担当部長、関係課長になりましたが、以前、盲導犬の予防接種の問題や飼料代で質問をさせていただきました。市長の弱者に対する寄り添っていく姿を残念ながら感じることはこれまでも見受けられませんでした。

昨年からコロナ感染症が拡大する中、市民の命に関わる市立病院の閉院を強引に進められたことは非常に残念でなりません。

申請者の方に対して、寄り添った対応を行っていくことを強く要望をし、次の質問に移らせていただきます。

中間市における防災対策についてであります。

昨日は防災の日で、今年の夏も記録的な大雨によって土砂災害や河川の氾濫など大きな災害が各地で引き起こされ、暮らしとなりわいに大きな打撃を受けています。気象災害の激甚化が顕著になる中、これから基本的な到来が想定される台風への警戒を怠ることはできません。災害から市民の命と財産を守る市政が問われているというふうに思います。

8月13日から14日の大雨による中間市の被害状況について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

8月12日から18日にかけて秋雨前線の停滞に伴い、長期間雨が降り続けました。幸いにして人的被害はございませんでしたが、期間中、420ミリの雨が降り、排水能力を超えたため、一部で冠水が発生いたしました。

その主な箇所といたしましては、上底井野の障がい者支援施設のみ園付近の住宅

団地内道路と岩瀬西町54番付近の道路でございます。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

その上底井野のみ園の対策について伺っていきたくと思います。

○議長（中野 勝寛君）

原口建設課長。

○建設課長（原口 憲一君）

今回、上底井野のみ園付近の市道におきまして、集中豪雨により水路が満水になり、配水できずに道路が冠水したものでございます。現場状況を確認後、速やかに通行止め等の措置を実施いたしております。今後も効果的な初動体制の強化に努めてまいります。

また、浸水対策につきましても、関係部局と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

14日の19時50分現在の降水量が376ミリでした。用水路の改修については行っていく予定があるのかどうか伺いたくと思います。

○議長（中野 勝寛君）

原口建設課長。

○建設課長（原口 憲一君）

用水路の容量の問題もございまして。また、地形等の問題もございまして、総合的に関係部局と連携を取りながら検討を進めたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

岩瀬西町54番付近の対策について伺いたくと思います。用水路の改修は必要かどうか、そしてまた、JR線路の際であり列車運行等に支障を及ぼさないように対応をお願いしたいと思いますが、市の考え方について伺いたくと思います。

○議長（中野 勝寛君）

原口建設課長。

○建設課長（原口 憲一君）

今回、岩瀬西町54番付近におきまして、集中豪雨により道路の冠水の兆候が見られましたことから、消防本部にポンプ車の出動を要請し、排水を行いました。降雨量が非常に多く、道路が冠水したものでございます。

今後の浸水対策につきましては、当該箇所が筑豊本線の踏切に近いことから、九州旅客鉄道株式会社と協議を行い、効果的な対策を早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

ぜひ、早急にJR側とも協議をしていただきながら改修工事やっていただきたいというふうに思っております。

災害時の中間校区における一時避難先として県営住宅の空き部屋を利用できることとなっております。各自治体の状況についてどのように把握されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

本年6月8日に福岡県知事と水害による緊急時の避難先としての県営住宅の空き住戸活用に関する基本協定を締結いたしました。これは、遠賀川に隣接する中間校区で水害等が発生した場合、中鶴県営住宅を一時的な避難場所として利用できるようにしたものでございます。

福岡県から44部屋の提供をいただいております。中間校区内で自治会長に必要とする部屋数等を協議していただき鍵をお貸しいたしましたが、水害等の緊急時には、一時的な避難ができるよう、中鶴県営住宅の一部を確保いたしておりましたが、幸いにして今回の大雨で利用することはございませんでした。

今後とも福岡県をはじめ、あらゆる機関と減災に向け連携してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

契約については何年か、定められておるかお聞きしたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

契約の締結期間につきましては、年度単位で協定書を締結することとなっております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

ぜひ、自治会等とも相談をしながら、また、県との交渉をぜひ進めていただきたいとい

うふうに思います。

防災無線の苦情がいまだに続いております。戸別受信機の配布が21個、危険区域における自治会の役員の方たちに配布をされているというふうに思いますが、その効果について伺いたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

市内47か所に設置しております防災行政無線は、風向き等により聞き取りが困難な場合がございます。これを補うため、放送内容をホームページに掲示し、また、確認ダイヤルでも確認することができるようにしております。

この防災行政無線は情報伝達手段の一つであり、これを補完するため、防災メールまもるくん、エリアメール、災害情報電話、ファクス等自動配信システム、それから、九州朝日放送KBCのdボタン、戸別受信機なども活用しており、これらの手段で情報伝達に努めております。

現在、戸別受信機は、土砂災害警戒区域が存在する自治会長宅に計21台を貸与しております。これを市内全戸に配布いたしますと、約13億円が必要であり、年間のランニングコストも約1億3,000万円ずつ必要になります。

このことから、必要性は十分理解できるものの、全戸への導入は実現が難しいものと思われまます。このため、現在使用しているエリアメール、防災メールまもるくんなども似たような機能を有しておりますことから、まずはこれらのシステムを最大限に活用し、それでも必要であれば戸別受信機の増大等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

今、導入されていて、今回もう2年越しになるんですけども、効果はあったのかどうかをちょっとお伺いしたいんですけど、その効果。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

前回の雨、前回の、自治会長の皆様にアンケートを取りまして、半分の自治会長の方からは効果があったというようなお話はいただいております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

それで、全戸は、当然、今後の課題として進めていなかきゃならないというふう思う

んですけども、当面、自治会が60近くあるわけでしょう、その分がどうなのかというのをちょっとお聞きしたかった。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

現在、先ほどちょっとお話しました災害情報電話、ファクス等自動配信システム、これ、通称RAIDENシステムと申しますけれども、これも61自治会長宅に全て通じるようになっております。

今回の戸別受信機についても同じように61自治会長にお渡ししますと、結局、同じ情報を二つのシステムでそれぞれ入力して配信するという、ちょっと事務にとっては煩雑な事務がちよっと生じてくるような形もございますので、今後、どうしていくか、ちょっとまた検討も含めてやりたいというふうには考えております。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

今、21個あるんでしょう、戸別受信機は。だから、それを事務的な問題というのは、もう実際言ったら、煩わしさというのは関わってきているはずですから、後はもう戸別受信機を増やすか増やさんかの違いなんです、そこは。増やしていけるのかどうか。その効果が、やっぱり戸別受信機のほうがいいよという自治会、危険区域に、もう21戸配られているんですから。

その内容をきちっと把握して、必要であるならば、やっぱり全自治会に持っていただくというか配布をしていくというか、そういう対応をしてほしいなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

末廣総務部長。

○総務部長（末廣 勝彦君）

利用方法も含めて、今後、検討していきたいと思えます。

○議長（中野 勝寛君）

柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

以上、防災の関係につきましては、命に関わる大変重要な問題であります。ぜひ、それぞれの自治会の皆さんとも協議を進めながら、命を守る対策を市としても十分果たしていけるように、よろしく願いをいたしまして私の質問を終わります。

.....

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間、休憩いたします。

午後1時36分休憩

.....
午後1時37分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部です。どうぞよろしくお願ひいたします。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、中間市内の小中学校再編に関する協議についてお伺いをいたします。

中間市内の小中学校を今後どのようにしていくのか、今、中間市学校再編基本計画策定委員会で協議が行われていると思いますが、そのメンバー構成、委員会を開く頻度、これまでの会議の内容を含めた現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

中間市学校施設再編基本計画策定委員会は、本市の実情に合った学校施設の適正配置や、充実した教育環境を提供できる適正規模など、新しい学校施設の基本的な方向性について意見の集約を行うことを目的とし、保護者や地域、学校関係者の代表、そして、学識経験者を委員とする13名で構成された有識者会議でございます。

これまで、令和2年12月15日に第1回委員会を開催して以降、本年度は、第4回委員会を8月27日に開催し、学校施設の現状や児童生徒数の推移、教員を対象としたアンケート調査の結果報告など、中間市学校施設整備基本計画案にお示ししております10の整備再編案を検討材料として活用しながら、ICTや英語教育など教育内容の多様化や新型コロナウイルス感染症など、新しい環境の変化に対応できる充実した学校施設をつくるために将来の学校のあり方について検討を重ねているところでございます。

今後につきましては、本市の実情に適した学校規模や学校配置について十分な検討を行いまして、本年度中に基本計画として取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

協議の進捗状況についてありがとうございました。小中学生を育てる家庭の保護者は、子どもが安心して学校で過ごしているか、また、授業や部活動などでけがをしてはいない

かなど、子どもが登校して家に帰ってくるまで心配をし、子育てに大変ご苦労をされています。

学校再編に関する協議に、小中学生をはじめとする子育てにご苦労されている保護者の意見は反映されているのでしょうか。また、反映させるために行っている工夫や仕組みなどをお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

学校再編に関する協議におきまして、保護者のご意見を反映するため、小学校及び中学校の保護者代表、各1名に中間市学校施設再編基本計画策定委員会の委員として参画をしていただいております。

これまで、保護者代表とは個別に小中学校の現状を把握するためヒアリングを行い、その結果を委員会の協議指導の一つとして提示するとともに、委員会終了後は保護者が集う会議などにおいて委員会資料を積極的に活用し、意見交換等を通じて様々なご意見を収集して、委員会に持ち寄りいただくことをお願いするなど、幅広く保護者のご意見が反映できるよう努めているところでございます。

また、将来の教育や新しい学校づくりにおける教育環境の充実について、教員経験の長い教務主任からご意見を聴取する交流会を開催しております。

今後は、経験年数を問わず、幅広く教員や子育てを行う世代のご意見をいろんな形で集約できる取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

保護者代表者へのヒアリング、保護者が集う会議などでの意見の収集等、保護者の意見を反映させるための工夫について、ありがとうございました。学校再編については、保護者のもとより、中間市民の大きな関心事になっています。協議の途中経過などをどのような方法で市民に周知していますでしょうか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

船津教育部長。

○教育部長（船津喜久男君）

本委員会での協議内容につきましては、委員会終了後、直ちに資料をまとめ、議事録をまとめ、市ホームページに公表をしているところでございます。今後も引き続き、保護者や地域住民の皆様にご学校再編に関する取組を広く知っていただくため、委員会の協議内容につきましては、市ホームページに掲載とともに議事録を速やかに公表してまいりたいというふうに考えております。

また、本委員会におきまして、本市の実情に適した学校規模、学校配置の方向性等々、計画として取りまとめまして、将来の学校のあり方をお示しできる段階となりました際には、しかるべき時期に保護者や地域住民の方々を対象とした説明会を各小学校ごとにおいて開催をし、学校再編に関する取組を周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

学校再編の協議は、時間がかかってでも学びの主体者である子どもの心情をしっかりとくみ取り、保護者の意見を十分反映させ、子育て真っ最中のお母さんやお父さんの納得が十分得られるよう、協議を進めていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

次に、火災後の焼け残り家屋の対処についてお伺いします。

中間市内には、住宅火災後の焼け残り家屋の一部がそのまま長期間放置されているところがあります。臭い、すすの飛散などによって近隣住民の方の住環境に支障を来しているところもあり、また、焼け残りの建物が道路に倒壊することが予見され、危険な状況となっているところもあります。

住民の住環境整備の観点から、焼け残り家屋への市としての対応をお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

村上環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（村上 智裕君）

住環境の整備の観点からでございますが、火災に遭った家屋、木材等につきましては、議員ご承知のとおり建物の所有者が処分を行うべきものでございます。燃え残りとはいえ、所有権は建物所有者にございますので、市がその所有物を勝手に処分することはできません。

ただし、近隣住民の生活に支障が出るおそれがある場合には、燃え残り木材の臭いの防止や灰の飛散防止のために、可能な範囲でブルーシートを設置するなどの措置は関係課と連携して適宜対応するとともに、建物や土地の所有者に対しましては、早急な対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

道路管理者として安全確保の観点から、焼け残り家屋への市の対応をお伺いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

篠田建設産業部長。

○建設産業部長（篠田 耕一君）

火災の燃え残りの家屋が道路に倒壊する恐れがある場合、また、道路に瓦や壁などが落

下し、通行人への危害が想定されるなど道路上に危険が生じる恐れがある場合は、道路管理者としての安全確保の観点から危険箇所には立ち入らないようにカラーコーンを設置するなどの応急措置を行うこととしております。

また、必要に応じ、近隣住民等に対しまして注意喚起を行い、建物所有者等に対しましても早急な対応を求めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

ありがとうございました。焼け残った家屋は個人の財産であり、市としても簡単に対処できない状況にあることは十分理解できます。また、火災に遭われたご家族やご親族はショックで、その後の処理まで気持ちが行かない。また、様々な事情があり、なかなか話を進めることが難しいことも十分に理解できます。

そこで、市の担当職員の皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、火災に遭われたご家族やご親族の気持ちに十分寄り添いながら、焼け残り家屋の木材などが強風や突風で飛んできて、周辺の家屋や通行人に被害を及ぼす二次災害の防止、住民の住環境の整備、通学する児童生徒の安全などのためにも焼け残った家屋への対処を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中野 勝寛君）

これにて一般質問を終結いたします。この際、暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

.....

午後1時48分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第2 承認第12号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第2、承認第12号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第12号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、承認第12号専決処分を報告し、承認を求めることについて(損害賠償の額を定め、和解することについて)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第12号は、原案のとおり承認されました。

日程第 3. 認定第 1号

日程第 4. 認定第 2号

日程第 5. 認定第 3号

日程第 6. 認定第 4号

日程第 7. 認定第 5号

日程第 8. 認定第 6号

日程第 9. 認定第 7号

日程第10. 認定第 8号

日程第11. 認定第 9号

日程第12. 認定第10号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、認定第1号から日程第12、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第13. 第37号議案

日程第14. 第38号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第37号議案及び日程第14、第38号議案の補正予算2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第15. 第39号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第39号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第39号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第16. 第40号議案

日程第17. 第41号議案

日程第18. 第42号議案

日程第19. 第43号議案

日程第20. 第44号議案

日程第21. 第45号議案

日程第22. 第46号議案

日程第23. 第47号議案

日程第24. 第48号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第40号議案から日程第24、第48号議案までの条例廃止9件を

一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例廃止9件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第25. 第49号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第25、第49号議案中間市公共施設整備等基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第49号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第26. 第50号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第26、第50号議案中鶴公営住宅(1期)新築工事(建築工事)請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第50号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第27. 第51号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第27、第51号議案損害賠償の額を定め、和解をすることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第51号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第28. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第28、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後1時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 善 大

議 員 掛 田 る み 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員